

# 業 務 概 況

令和4年版



国 土 交 通 省  
九州運輸局 長崎運輸支局

---

## 目 次

I. 管内の概要	
1. 長崎県の概要	1
2. 長崎県の運輸の概要	1
3. 長崎県の観光の概況	5
II. 総務企画関係業務	
1. 海事思想普及の取組の概況	7
2. 倉庫業の概況	8
III. 運航関係業務	
1. 旅客船航路事業の概況	9
2. 一般旅客定期航路事業の概況	11
3. 旅客不定期航路事業の概況	12
4. 人の運送をする内航不定期航路事業の概況	12
5. 内航海運事業の概況	13
6. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況	13
7. 港湾運送事業の概況	14
IV. 船舶関係業務・船舶検査関係業務	
1. 造船事業の概況	15
2. 船舶登録の概況	16
3. 船用工業の概況	16
4. モーターボート事業の概況	17
5. 船舶検査関係事務の概況	18
V. 船員関係業務	
1. 船員関係業務の概況	19
2. 船員職業安定関係業務の概要	19
3. 船員法・職員法関係業務の概況	20
4. 水先関係業務の概況	20

---

VI. 運航労務監理官関係業務	
1. 運航労務監理官関係業務の概況	2 1
2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況	2 1
3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況	2 2
VII. 外国船舶監督関係業務	
1. 外国船舶監督関係業務の概況	2 5
VIII. 輸送関係業務	
1. 乗合バス事業の概況	2 6
2. 貸切バス事業の概況	2 7
3. タクシー事業の概況	2 8
4. レンタカー事業の概況	3 2
5. トラック事業の概況	3 3
IX. 自動車登録関係業務	
1. 自動車登録の概況	3 4
X. 自動車検査・整備・保安関係業務	
1. 自動車検査業務の概況	3 6
2. 自動車整備事業関係業務の概況	3 6
3. 街頭検査に関する実施状況	3 7
XI. 関係団体一覧	3 8
XII. 支局概要	
1. 管轄業務管轄図	4 1
2. 沿革	4 4
3. 組織図	4 7
4. 支局・事務所所在地	4 8

## 1. 長崎県の概要

長崎県は、九州の西北部に位置し、東西 213km、南北 307km におよぶ県域であり、総面積 4,130.90km<sup>2</sup>(平成 30 年 10 月 1 日現在)は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されている。海岸線の延長は 4,171km(平成 30 年 3 月 31 日現在)におよび、北海道につぎ全国第二位(北方四島を除くと第一位)の長さとなっている。

長崎県は明治 22 年に市町村制がしかれた当時は、長崎市1市のほか 15 町、289 村あったが、その後、新市の誕生や町村合併などにより、平成 22 年 3 月 31 日から、13 市 8 町となっている。

令和 5 年 1 月 1 日現在の推計人口は、1,279 千人となっており、そのうち長崎市 398 千人、佐世保市 236 千人、諫早市 132 千人となっており、令和 4 年 1 月 1 日の 1,294 千人より 15 千人減少している。

## 2. 長崎県の運輸の概要

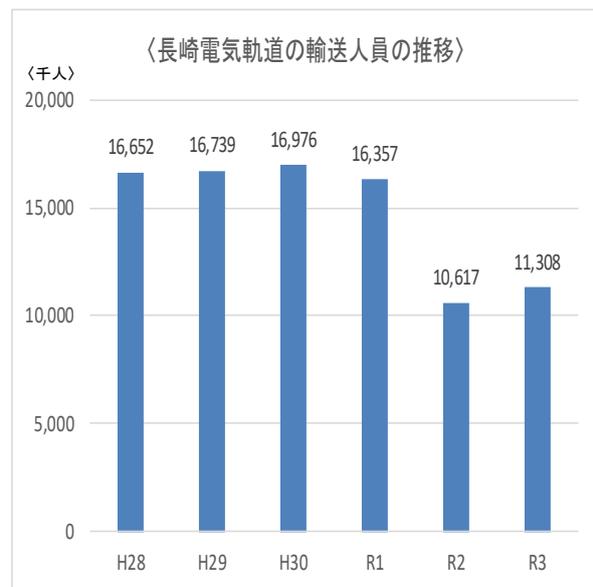
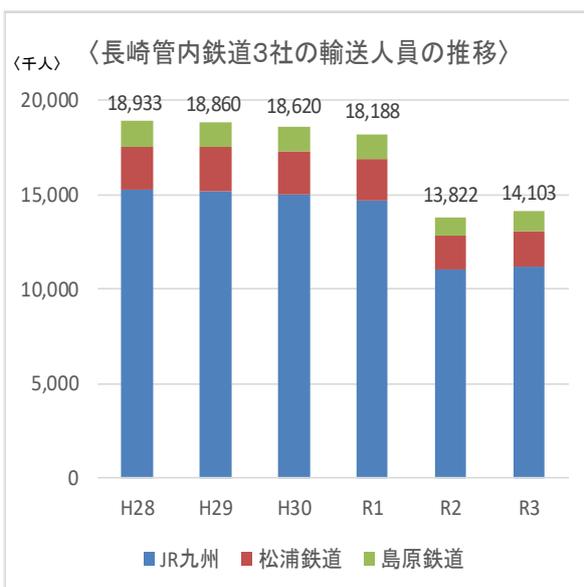
### 鉄道・軌道

長崎県には九州旅客鉄道(JR九州)の長崎本線、佐世保線、大村線の 3 路線のほか、民営の島原鉄道、第三セクターの松浦鉄道及び民営の長崎電気軌道の路面電車が運行されている。

令和 4 年 9 月 23 日の西九州新幹線開業により、長崎駅・諫早駅・新大村駅周辺で再開発が進められるとともに、長崎では長崎駅から浦上駅までの高架化がされ、交通渋滞や交通事故の解消のための整備が行われた。

松浦鉄道、島原鉄道は、地域に密着した公共交通機関として通勤・通学に重要な役割を果たしており、定期券利用者も多い。長崎電気軌道は、長崎市内の通勤・通学の交通機関として利用されるとともに、観光客の移動手段としても利用されている。

令和 3 年度の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまだ回復が見られない。

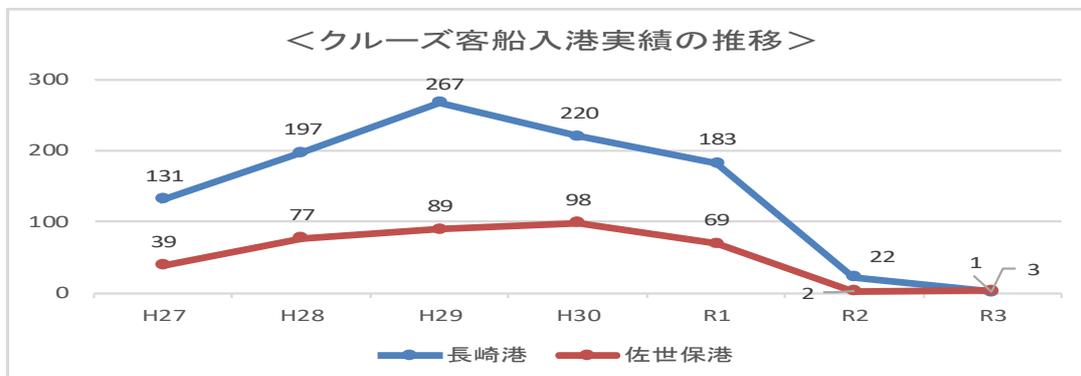


**港湾**

長崎県は、地理的な自然条件から4,171kmの長大な海岸線に、重要港湾5港（長崎港、佐世保港、福江港、郷ノ浦港、厳原港）・地方港湾77港・56条港湾（港湾区域の定めのない港湾）22港を数える全国有数の港湾県であり、また、232港の漁港のうち、離島等に存在する漁港は水産業の根拠地としての機能と外部を結ぶ定期便が発着する生活基盤としての役割を果たしている。

長崎港は平成23年11月に対岸諸国（中国・韓国・ロシアなど）との経済発展を我が国の成長に取り込むことなどを目的とした日本海側拠点港のうち「外航クルーズ（定点クルーズ）」の拠点港に、佐世保港は平成29年1月に「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾にそれぞれ選定され、令和2年8月には佐世保市浦頭地区に国際クルーズ拠点ターミナルビル「佐世保クルーズセンター」が整備された。

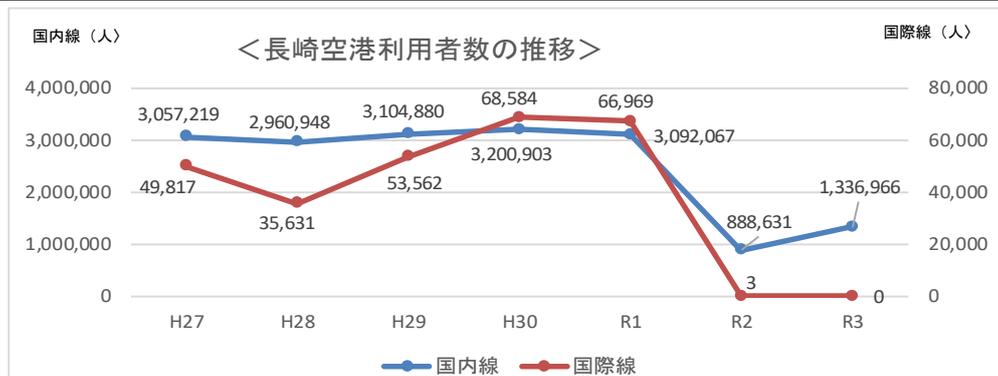
令和3年の外航クルーズ船の寄港数は、長崎港で1隻（前年22隻）、佐世保港で3隻（前年2隻）となっており、新型コロナウイルス感染拡大に伴い減少が続いている。



**空港**

長崎県内には、昭和50年に世界初の海上空港として開業した長崎空港のほか、多くの離島を要する地勢から福江空港、壱岐空港、対馬空港の計4空港に定期便が就航し、全国の主要都市及び本土と結ぶ航空網を形成している。

長崎空港は本県の空の玄関口として、国内線は東京、大阪、名古屋、那覇など10路線、国際線は上海・香港の2路線が就航しているが、国際線については、令和1年3月以降全線が運休しており、国内線については、10月～12月はワクチン接種の効果もあり徐々に回復傾向となったが、1月以降、変異株による感染拡大により再び厳しい状況となり、前年比150.5%、44万8335人の増加の1,336,966人であった。



資料：長崎県『航空利用の概況』から作成

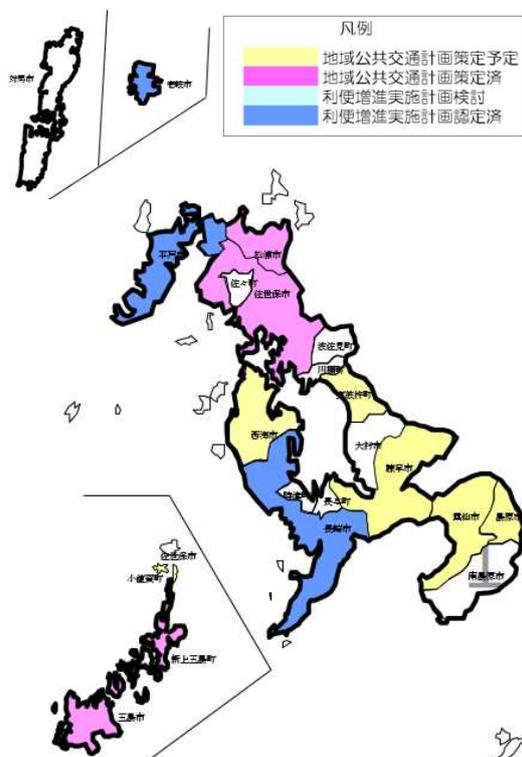
《地域公共交通の活性化・再生への取組》

地域公共交通は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院といった日常生活に必要な移動を支えるとともに、まちの賑わいの創出や、国内外の観光客を含む地域内外の交流人口の増加等を通じ、地域経済を支える機能も有している。

長崎県下では、地域公共交通の活性化・再生に向けて、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築が進められている。

また、令和3年6月には長崎県交通局と長崎自動車(株)が連携協定を締結し、令和4年4月からの共同経営計画が認定され、長崎市においても令和4年10月に長崎市地域公共交通利便増進実施計画(東部地区)が策定され、それを踏まえ共同経営計画についても一部改定し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を進めている。

地域公共交通計画・利便増進実施計画  
策定状況 (R4.4 現在)



長崎市利便増進実施計画 (R4.10 策定)

長崎市東部地区(東長崎地区及び氷見地区)のバス路線を、矢上バス停を拠点としたハブ&スポーク型に再編することを柱に、①幹線路線の運行頻度の適正化、②競合路線の解消(県営バスへの運行一本化、③利用者の少ない路線のコミュニティ交通化と併せ、乗継割引や快速便の導入などサービスの向上を行った。

路線再編

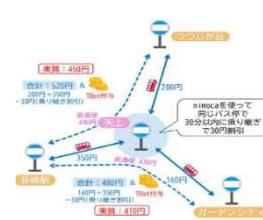
・幹線路線と地域線の乗継拠点を設定して運行効率を高め、利用が少ない地区の運行本数を維持(ハブ&スポーク)

・長崎バスの長崎市東部地区の路線を廃止し、県営バスの運行に一元化地域線はコミュニティ交通に転換。(運行は県営バス)



公共交通サービスの向上

- ・等間隔運行による利便性を確保
- ・乗継による利便性の確保・サービスの向上のため、乗継割引+ポイントを追加付与
- ・幹線路線の一部を日見バイパス経由の快速便として設定し、利便性を向上
- ・乗継情報や遅延情報をリアルタイムで発信



また、交通不便地域等においては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度を活用して、生活路線等の確保・維持・改善が図られている。

〈長崎県内における生活確保維持計画の認定(国庫補助系統数等)の推移〉 10月1日現在

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域間幹線系統	36系統	33系統	36系統	38系統	37系統
地域内フィーダー系統	73系統	69系統	70系統	61系統	63系統
離島航路	23航路	23航路	23航路	23航路	23航路

## 《支援メニュー ～地域公共交通確保維持改善事業～》

## 【交通】地域公共交通の維持・活性化に向けた支援



## ～地域公共交通確保維持改善事業～

<p><b>地域公共交通確保維持事業</b> (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貸客混載の導入を支援</li> <li>・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貸客混載の導入を支援</li> </ul> </li> <li>○ 離島航路・航空路の運航           <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>地域公共交通バリア解消促進等事業</b> (快適で安全な公共交通の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備</li> <li>○ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等</li> </ul>	
<p><b>地域公共交通調査等事業</b> (地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に資する調査等</li> <li>○ 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査</li> </ul>	

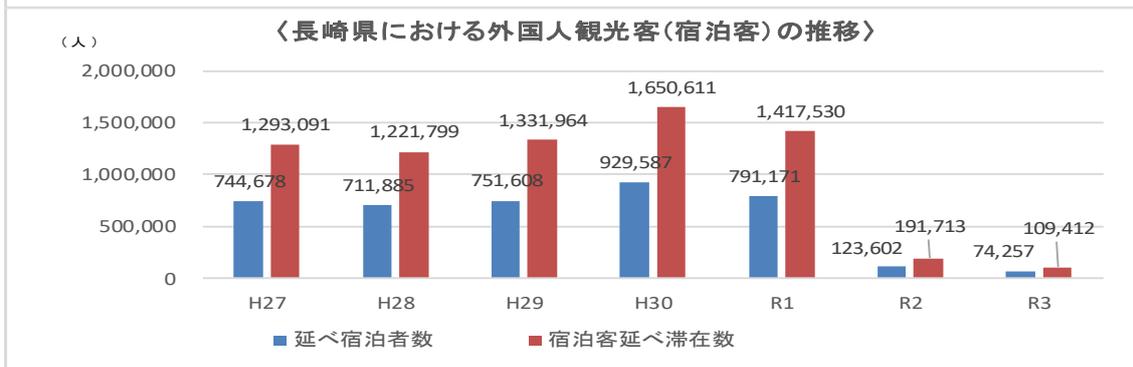
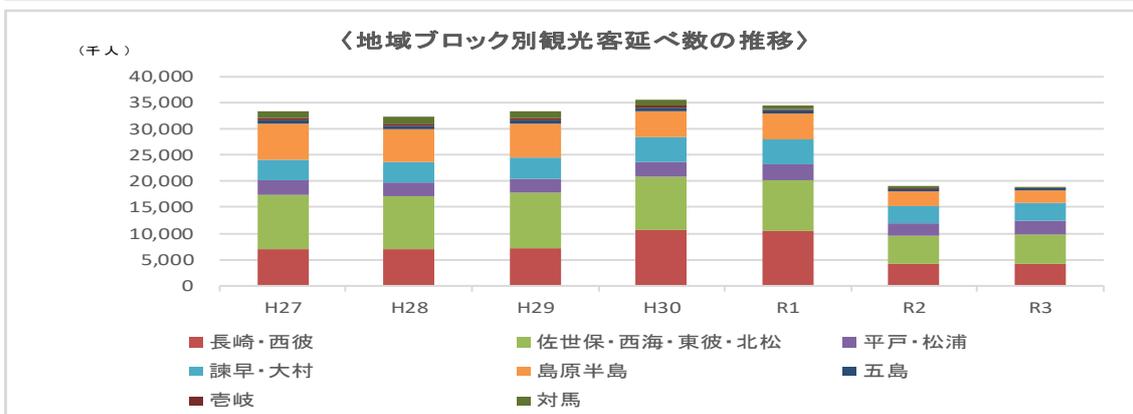
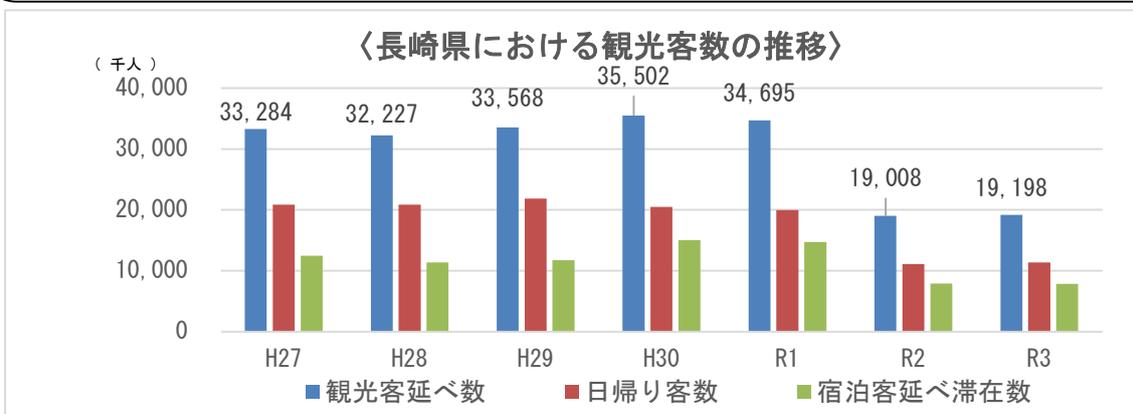
※ 国の認定を受けた鉄道事業再興策実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりも連携し、特別措置により支援。  
 ※ 交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特別措置により後押し(地域公共交通協働イノベーション推進事業)

### 3. 長崎県の観光の概況

長崎県は、海外との交流、被爆体験による歴史文化や独自の食文化など観光資源が豊富で、国内外からの観光客を引き付けている。また、世界遺産の「明治日本の産業革命遺産」と、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に加え、「出島表門橋架橋」などの新たな観光資源を付加するなど、県内各地域が観光資源を磨きなおし、魅力的な観光まちづくりに取り組んでいる。

令和3年は、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大に伴う観光需要の大幅な減少や観光施設、宿泊施設の休館、政府による外国人の入国制限等に伴う訪日外国人の減少などの影響により、観光客延べ数は、去年から19万人増の1,919万人(対前年比1%増)と微増したものの回復が見られない。

また外国人観光客(宿泊客)についても、昨年からの各国・地域における水際対策等が強化された影響等により、延べ宿泊者数は、去年から4.9万人減の7.4万人(対前年比▲40.0%)となった。



自治体名	主な観光関係施策
長崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)長崎国際観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域 DMO)に認定 H30.3 登録</li> <li>・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎駅・出島ワープ)</li> <li>・浜んまち 免税一括カウンター設置 H28.2.1</li> <li>・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(大浦天主堂 他) H30.7 世界文化遺産登録</li> <li>・明治日本の産業革命遺産(小菅修船所跡・端島炭鉱・旧グラバー住宅 等) H27.7 世界文化遺産登録</li> <li>・観光立国ショーケースとして、釧路市・金沢市と共に選出 H28.1.29</li> <li>・地域資源を活用した観光地魅力創造事業(H27・28年度)選定 H27.6.26</li> <li>・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(大浦天主堂・軍艦島)認定 H27.6.12</li> <li>・MICE 施設「出島メッセ長崎」が開業 R3.11.1</li> <li>・長崎市がモナコ・上海とともに世界新三大夜景に認定 R3.11.19</li> <li>・日本遺産「砂糖文化を伝えた長崎街道～シュガーロード～」 R2.6.19 認定</li> </ul> <p>【対象地域:長崎市・諫早市・大村市・佐賀県(嬉野市・佐賀市・小城市)、福岡県(飯塚市・北九州市)</p>
佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)佐世保観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域連携 DMO)に認定 H29.11 登録</li> <li>・佐世保港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定 H29.1.31</li> <li>・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(佐世保駅)</li> <li>・佐世保港国際ターミナル(葉港テラス)完成 H27.2.21</li> <li>・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(黒島の集落)H30.7 世界文化遺産登録</li> <li>・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(九十九島パールシーリゾート)認定 H27.6.12</li> <li>・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏</li> </ul> <p>【認定期間:H25.4.1～H30.3.31、認定期間更新:H30.4.1～R5.3.31 構成自治体:佐世保市・小値賀町】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 H28.4.25 認定</li> </ul> <p>【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」 H28.4.25 認定</li> </ul> <p>【対象地域:佐世保市・呉市・横須賀市・舞鶴市】</p>
島原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)島原観光ビューローが日本版 DMO(地域 DMO)に認定 R2.1 登録</li> <li>・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(島原温泉・島原半島ジオパーク)</li> <li>・島原半島が世界ジオパーク認定(H21.8)</li> <li>・(一社)島原半島観光連盟が日本版 DMO(地域連携 DMO)候補法人登録</li> <li>・九州オルレ 島原コース</li> </ul>
大村市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎空港)</li> </ul>
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳・中江ノ島)) H30.7 世界文化遺産登録</li> <li>・九州オルレ 平戸コース</li> <li>・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 H28.4.25 認定</li> </ul> <p>【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】</p>
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)平戸観光協会が観光地域づくり法人(地域 DMO)に認定 R3.3.31 登録</li> <li>・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定</li> </ul> <p>【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】</p>
壱岐市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の時間づくりプロジェクト拡大推進事業 H27.4.28 選定【対象地域:壱岐市のみ】</li> <li>・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定</li> </ul> <p>【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】</p>
五島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(奈留島の江上集落・久賀島の集落) H30.7 世界文化遺産登録</li> <li>・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定</li> </ul> <p>【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】</p>
雲仙市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(雲仙温泉・島原半島ジオパーク) H27.6.12 認定</li> <li>・島原半島が世界ジオパーク認定(H21.8)</li> </ul>
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(原城跡) H30.7 世界文化遺産登録</li> <li>・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(小浜温泉・島原半島ジオパーク)認定 H27.6.12</li> <li>・島原半島が世界ジオパーク認定(H21.8)</li> <li>・九州オルレ 南島原コース</li> </ul>
東彼杵郡:波佐見町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 H28.4.25 認定</li> </ul> <p>【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)波佐見町観光協会が日本版 DMO(地域 DMO)候補法人登録</li> </ul>
北松浦郡:小値賀町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(野崎島の集落後) H30.7 世界文化遺産登録</li> <li>・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏</li> </ul> <p>【認定期間:H25.4.1～H30.3.31、認定期間更新:H30.4.1～R5.3.31 構成自治体:佐世保市・小値賀町】</p>
南松浦郡: 新上五島町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(頭ヶ島の集落) H30.7 世界文化遺産登録</li> <li>・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定</li> </ul> <p>【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】</p>

1. 海事思想普及の取組の概況

「海」に対する国民の理解と認識を高める目的で設けられた7月の「海の月間」を中心に、海事思想普及のため様々な活動を行っている。

これらの取組は、海運・造船などの海事産業で若年労働者不足が深刻化していることから、次世代を担う子供たちに海事産業への理解を深めてもらい、将来の海事に携わる人材の育成を目的とする取り組み「次世代人材育成推進事業」を兼ね、小・中学生を対象に造船所施設等の見学会などを開催している。

なお、平成29年3月に小中学校社会科の学習指導要領が改定され、海事産業が果たす重要な役割について、令和2年度から全国の小学校で、令和3年度からは全国の中学校で社会科の授業内容に盛り込まれることになった。

年月日	開催内容	参加者	概要
R4.7.13~25	長崎港「海の日」小学生 図画コンクール作品展	応募作品 771点	長崎市内の小中学生を対象に海に関する図画を募集。優秀作品を市内デパートに展示
R4.7.20 R4.7.18	「海の日」記念式典 海事功労者表彰式	長崎地区受賞者 16名 佐世保地区受賞者 2名	海事功労者の表彰式
R4.8.11~16	中学生海の絵画 コンクール作品展	出展作品 50点	佐世保海事事務所管内の中学生からの応募作品を市内デパートに展示
R4.8.24	海事産業見学会	長崎市小学校教育研究会 社会科部会所属教諭 8名	造船所、営業倉庫見学
R4.11.2	海事産業見学会	佐世保市立愛宕中学校 73名 同校教諭 4名	佐世保港内クルーズ、フェリー見学、海上保安部見学、出前講座
R4.11.8	海事産業見学会	佐世保市立花高小学校 101名 同校教諭 5名	佐世保港内クルーズ、フェリー見学、海上保安部見学、営業倉庫見学、出前講座
R4.12.7	海事産業見学会	長崎市立為石小学校 22名 同校教諭 2名	造船所見学、建造中の船舶船長・機関長と交流

海事産業見学会(造船所見学)



海事産業見学会(港内クルーズ)



長崎港「海の日」図画コンクール  
優秀作品展示



海事産業見学会(フェリー見学)



長崎地区「海の日」  
記念式典



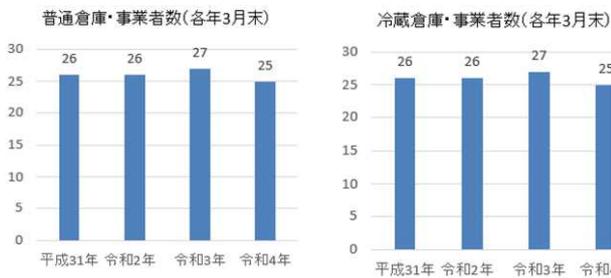
海事産業見学会(フェリー見学)



## 2. 倉庫業の概況

長崎県管内の令和3年度末の事業者数は、普通倉庫25社、冷蔵倉庫26社となっている。  
 倉庫庫腹量は、1～3類倉庫73千㎡、野積倉庫44千㎡、貯蔵槽倉庫87千㎡、危険品倉庫1600㎡、冷蔵倉庫315千㎡となっている。  
 普通倉庫における入庫高は、農水産物が189千トンで、この1品目で全体の約63%を占めている。  
 また、冷蔵倉庫における入庫高は、冷凍水産物が80千トンで、この1品目で全体の約44%を占めている。また、新型コロナの影響で、令和元年度における冷凍食品の入庫高が81千トンとなった。

倉庫事業者数及び倉庫庫腹量



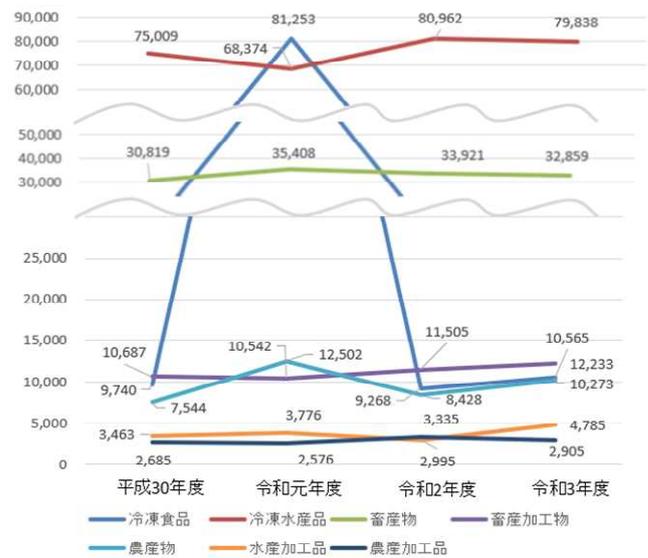
倉庫庫腹量(各年3月末)



普通倉庫入庫高(トン)



冷蔵倉庫入庫高(トン)



### 1. 旅客船航路事業の概況

長崎県は594島の離島を有し、有人離島数はそのうち72島と全国一位となっており、海岸線の総延長においても北海道について全国二位の海洋県であり、海上交通が生活のため重要な交通手段となっている。令和4年3月31日現在、長崎運輸支局における一般旅客定期航路事業は24事業者32航路となっている。

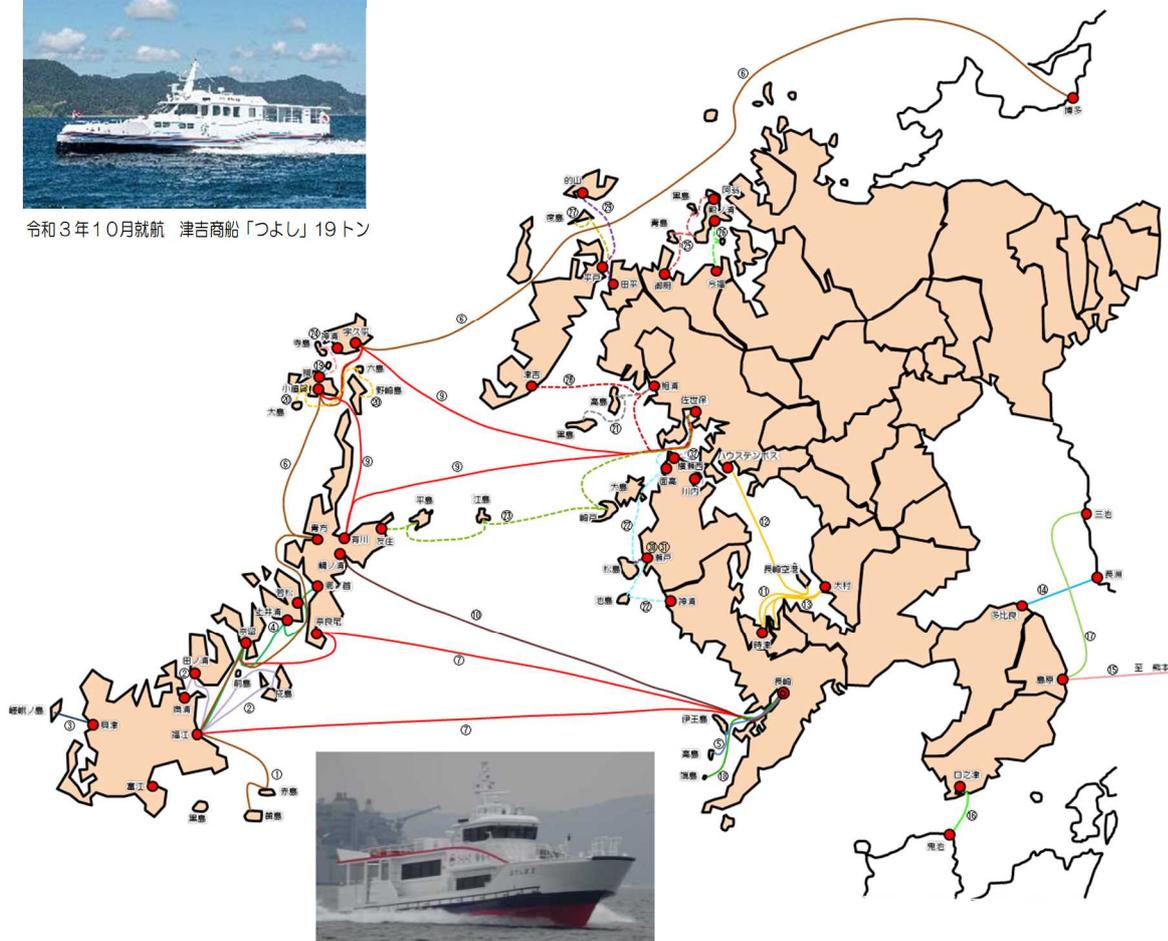
航路の主な形態として「離島航路」「半島航路」「観光航路」に大別されるが、有人離島が多いことから約75%が離島航路である。多くの離島航路は過疎化による人口減少や高齢化の進行等に伴う利用客の減少から、島内の自然や観光スポットを利用した集客施策を種々企画開催しているものの、利用客の減少は止まらず赤字経営を余儀なくされている。

新型コロナウイルスの影響では、令和2年4月以降に国庫補助航路以外の離島基幹航路や半島航路で大幅に利用実績が落ちていることから、長崎県や市町をはじめ国の実証実験補助等の支援を受けつつ運航継続を図っているが、原油価格高騰も相まって厳しい経営状況となっている。

#### 管内の一般旅客定期航路図（令和4年3月31日現在）



令和3年10月就航 津吉商船「つよし」19トン



令和4年4月就航 黄島海運「おうしまII」19トン

※港内周遊等の観光航路及び休止中航路を除く。

管内 一般旅客定期航路 一覧表

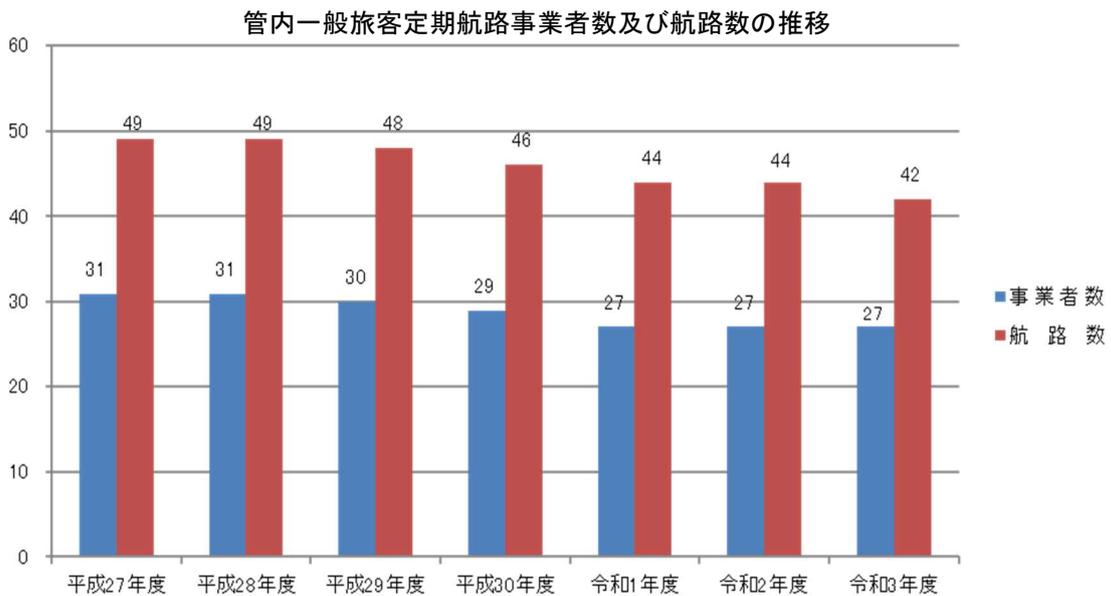
令和4年3月31日現在

管轄	事業者名	航路名	航路種別等	主要船舶(※)
長崎	尙黄島海運	① 黄島～福江	国庫補助	「おうしまⅡ(純)19ト」
	尙木口汽船	② 久賀～福江～杵島	〃	「フェリーひさか(車)155ト」 「ソレイユ(高)19ト」 外1隻
	嵯峨島旅客船尙	③ 嵯峨島～貝津	〃	「さがのしま丸(純)19ト」
	五島旅客船(株)	④ 郷ノ首～福江	〃	「OCEAN(車)431ト」 「ニューたいよう(高)102ト」
	野母商船(株)	⑤ 長崎～伊王島～高島	〃	「鷹巢(高)124ト」 外1隻
		⑥ 福江～青方～博多	〃	「太古(車)1598ト」
	九州商船(株)	⑦ 長崎～五島	離島	「ベがさす(JF)163ト」 「万葉(車)1553ト」 外2隻
		⑧ 有川～長崎	〃	「シープリンセス(高)123ト」 外1隻
		⑨ 佐世保～上五島	〃	「シークィーン(高)115ト」 「フェリーなみじ(車)1150ト」 外2隻
	(株)五島産業汽船	⑩ 鯛之浦～長崎	〃	「びっくあーず(高)293ト」 外1隻
	安田産業汽船(株)	⑪ 時津～長崎空港		「エアポートライナー8(高)12ト」 外12隻
		⑫ 長崎空港～ハウステンボス		「オーシャンライナー3(高)19ト」 外12隻
		⑬ 大村レース場～時津		「オーシャンライナー(高)19ト」 外10隻
	有明海自動車航送船組合	⑭ 多比良～長洲		「有明みらい(車)698ト」 外2隻
	九商フェリー(株)	⑮ 島原～熊本		「フェリーくまもと(車)1165ト」 外1隻
	島原鉄道(株)	⑯ 口之津～鬼池		「フェリーあまくさⅡ(車)620ト」 外1隻
	やまさ海運(株)	⑰ 島原～大牟田		「しまばら丸(高)19ト」 外1隻
		⑱ 長崎～軍艦島		「マルバージャ(純)97ト」 外1隻
佐世保	小値賀町	⑲ 柳～納島	国庫補助	「さいかい(純)14ト」
		⑳ 笛吹～大島・野崎	〃	「はまゆう(高)19ト」
	黒島旅客船尙	㉑ 黒島～高島～相浦	〃	「フェリーくろしま(車)182ト」
	西海沿岸商船(株)	㉒ 佐世保～神浦	〃	「フェリーかしま(車)193ト」 「れびーどエクセル(高)134ト」 外2隻
	崎戸商船(株)	㉓ 友住～佐世保	〃	「みしま(車)194ト」
	佐世保市	㉔ 神浦～寺島～柳	〃	「みつしま(純)19ト」
	鷹島汽船尙	㉕ 阿翁～御厨	〃	「フェリーたかしま2(車)162ト」
		㉖ 殿ノ浦～今福	〃	「たかしま(純)60ト」
	竹山運輸尙	㉗ 度島～平戸	〃	「第三フェリー度島(車)199ト」 外1隻
	津吉商船(株)	㉘ 津吉～相浦～佐世保	〃	「つよし(高)19ト」
	平戸市	㉙ 大島～平戸	〃	「フェリー大島(車)272ト」
	(株)江崎海陸運送	㉚ 瀬戸～松島	離島	「シャトル5号(車)346ト」
	西海市	㉛ 釜浦～瀬戸	〃	「New松島(純)99ト」
	瀬川汽船(株)	㉜ 川内～佐世保	〃	「せがわ(高)19ト」 外1隻

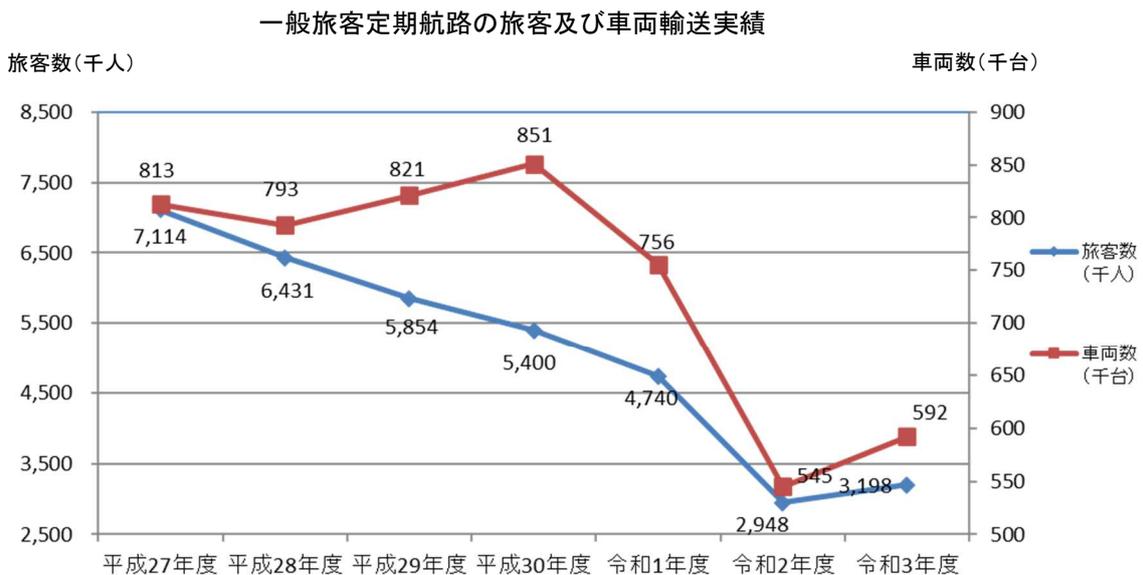
※ 主要船舶の( )は船種で、「純：純客船」「高：航海速力22ノット以上の高速船」「JF：ジェットフォイル」「車：自動車送船」である。

2. 一般旅客定期航路事業の概況

新型コロナウイルスの影響は甚大であり、感染拡大当初では特に離島基幹航路及び半島航路などで大幅な輸送量の減少となったが、令和3年度以降緩やかに回復傾向にある。対して、本土との直接交通がない二次離島航路等は買物、通院、通勤、通学等が主な利用者となっていることから、大幅な減少には至っていない。アフターコロナが見えつつある状況において、観光庁支援等を活用し、新たな観光需要を喚起すべく実証運航等が行われている。

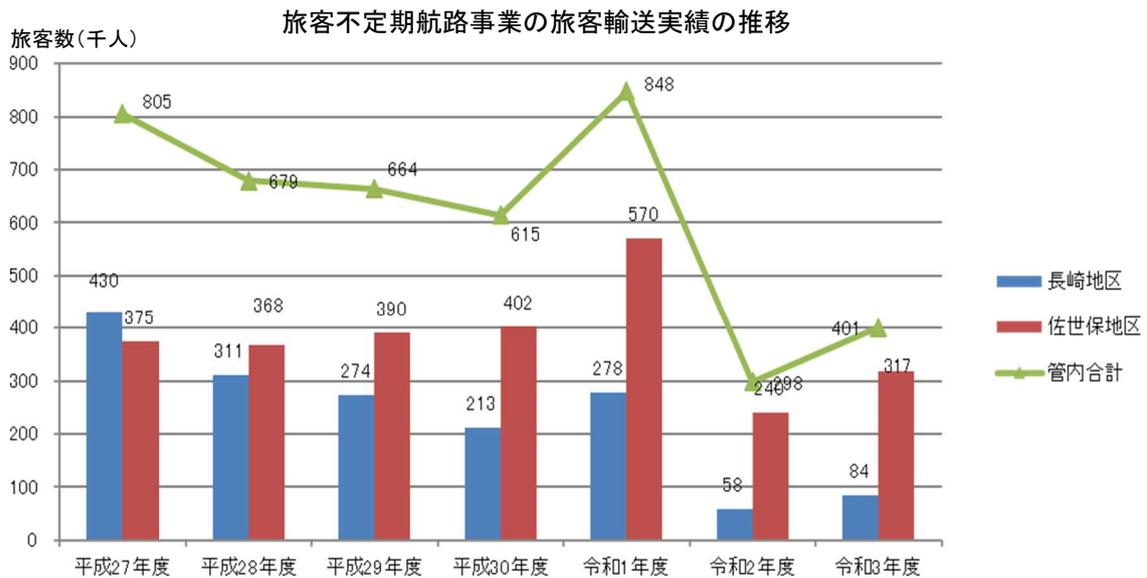


※観光周遊航路等の観光航路及び休止中航路を含む。



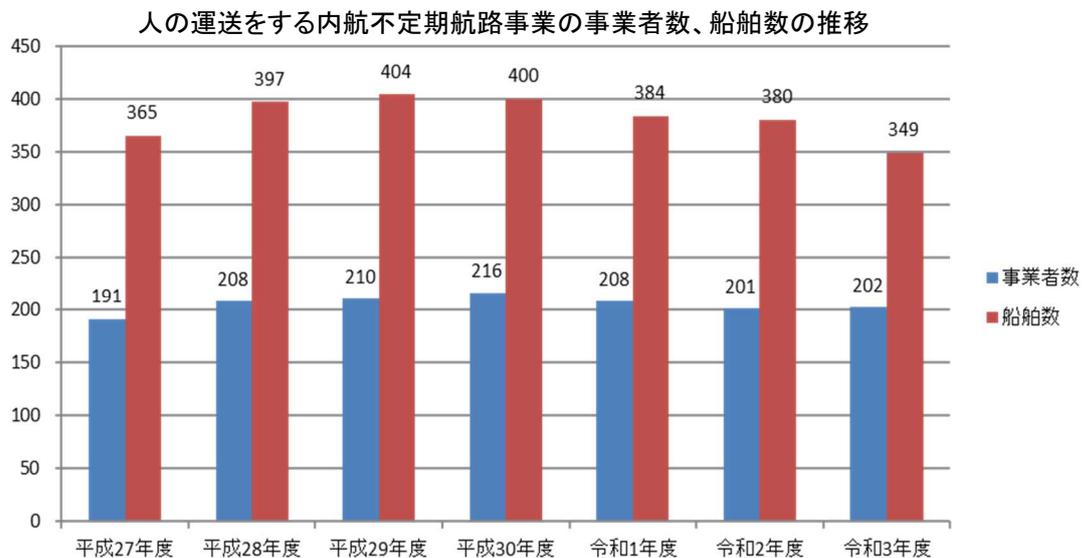
### 3. 旅客不定期航路事業の概況

主な形態としては「観光遊覧船」「貸切旅客船」「通船」があり、令和4年3月時点で、29事業者50航路となっている。新型コロナウイルスの影響は、エリアの重要な観光コンテンツとなっている軍艦島、イルカウォッチング、ハウステンボス、九十九島などの観光遊覧航路を中心に大変厳しい状況となっている。令和4年4月に発生した知床遊覧船事故の対応では、安全面の緊急点検が実施され、来年度以降には許可の更新制を含む制度改正が予定されている。



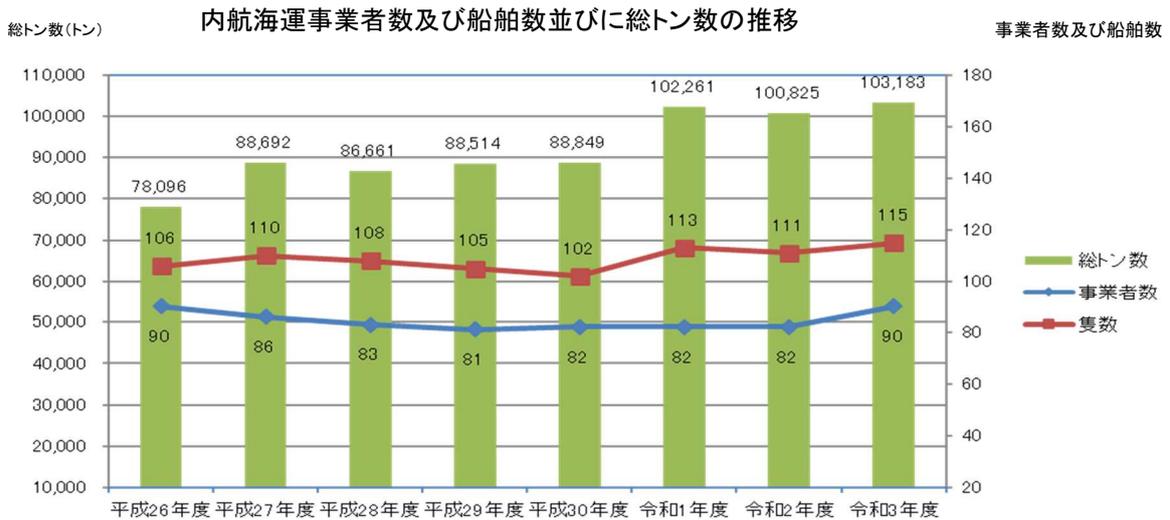
### 4. 人の運送をする内航不定期航路事業の概況

有明海エリアのイルカウォッチング等の観光や離島各港間の海上タクシーが中心であり、令和4年3月時点で、管内の事業者数は202事業者となっている。



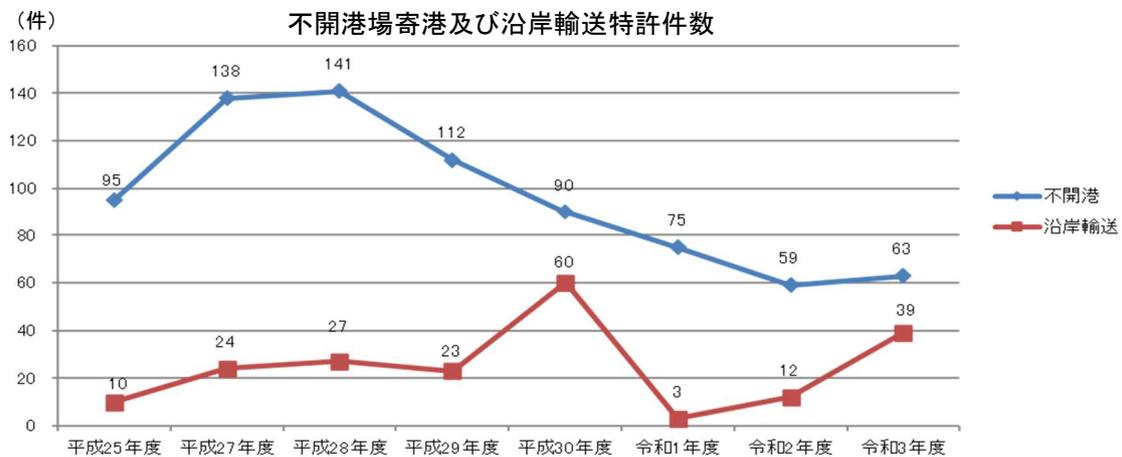
### 5. 内航海運事業の概況

内航海運業法に基づく国内間の貨物船を運航する事業であり、令和4年3月時点で、総トン数100トン以上の船舶を使用して事業を行う登録事業者が44社、100トン未満の船舶で行う届出事業者が46社となっている。令和4年4月より荷主・オペレータへの取引環境改善にかかる勧告制度を創設し、船舶管理業を登録形態へ追加する改正内航海運業法が施行された。



### 6. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況

長崎運輸支局における関税法による開港は、長崎三重式見港・佐世保港・松島港・松浦港の4港であり、その他は不開港である。「不開港場寄港特許」は、五島地区の韓国向け養殖魚や、韓国・中国から西海市の大島造船所へ鉄鋼を揚荷するための寄港等が対象である。「沿岸輸送特許」は船内作業や船舶メンテナンスのための作業員の乗船、外航コンテナ貨物船の自社所有の空コンテナ輸送等が対象となっている。



7. 港湾運送事業の概況

港湾運送事業法に基づき指定された主要な港湾において、船舶または陸上からの貨物の積卸、移動、荷さばき等を行う事業で、長崎県の指定港は、長崎港・佐世保港・相浦港・臼浦港の4港であり、令和4年3月時点で、事業者数は18事業者(25業種)となっている。

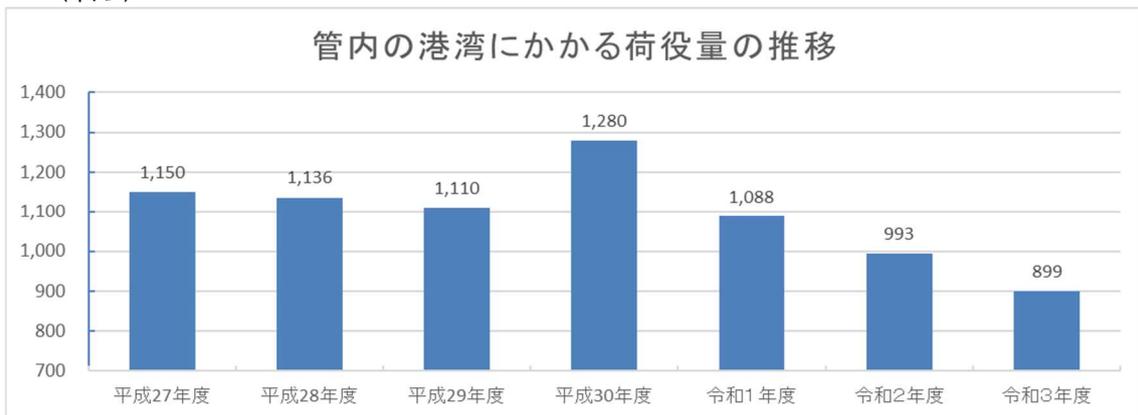
長崎港、佐世保港とも基幹産業である造船業の規模縮小により荷役実績も減少傾向にある。

管内の各港の港湾運送事業者数

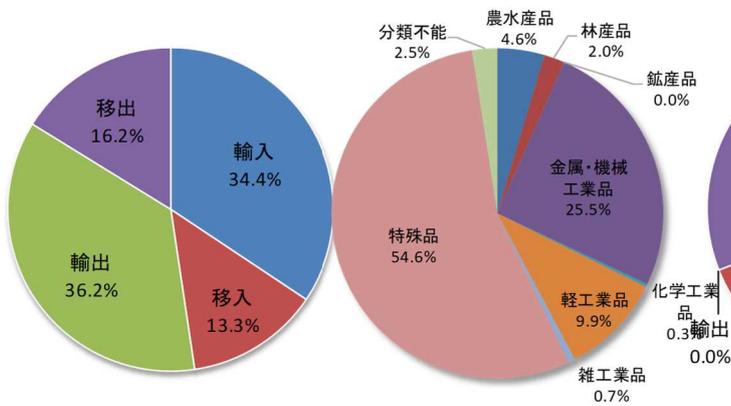
港\業種	事業者数	業 種						合計※
		一般	港湾荷役			はしけ	いかだ	
			一貫	船内	沿岸			
長崎港	10	3	3	1	4	2	0	13
佐世保港	6	2	0	1	5	1	0	9
相浦港	1	0	0	0	1	0	0	1
臼浦港	1	0	0	1	1	0	0	2
合 計	18	5	3	3	11	3	0	25

※兼業している事業者がいるため事業者数合計と合わない

(千トン)

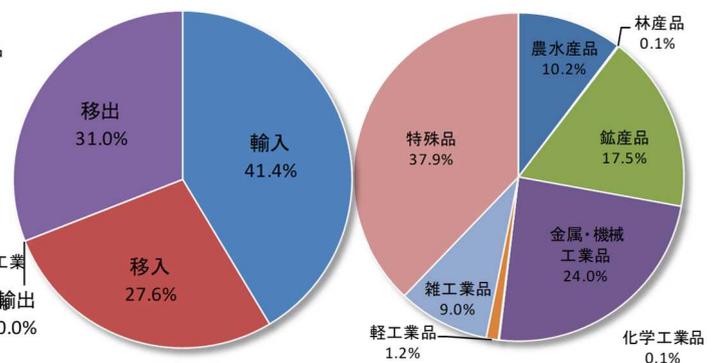


長崎港荷役内訳及び取扱



佐世保港※荷役内訳及び取扱品目

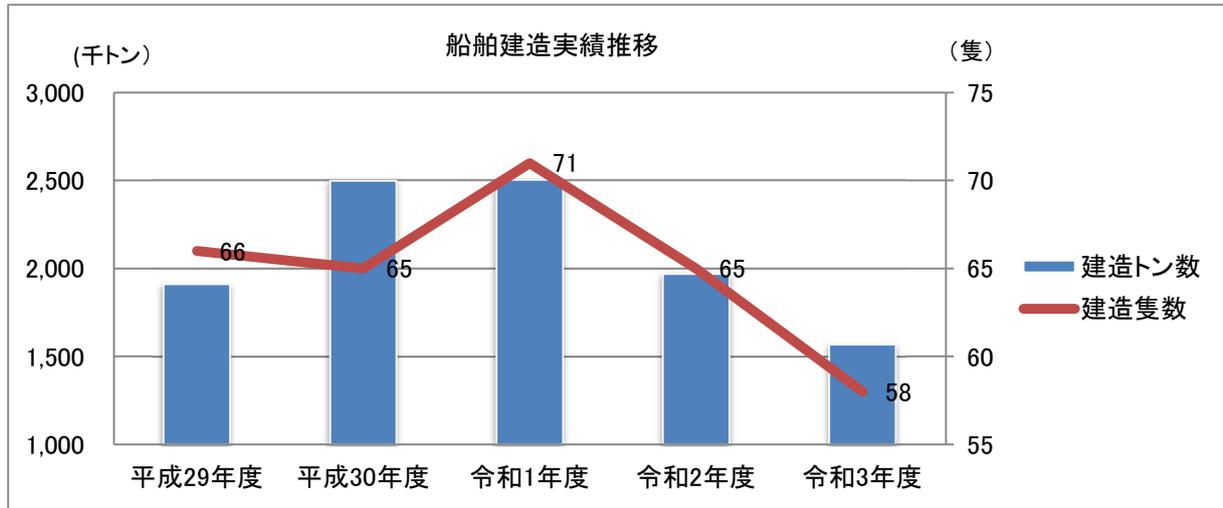
※佐世保港は佐世保港・相浦港・臼浦港の合計



※特殊品とは海上コンテナ等その他物品を含む

## 1. 造船事業の概況

長崎県は全国でも有数の造船の県である。令和3年度の県内造船所での建造隻数は56隻、総トン数は1,568,738トンに上る。大手・中手では主にばら積み貨物船やケミカルタンカー等を建造し、中小造船所では主に漁船、旅客船等が建造されている。



### 管内造船所のトピックス

#### 環境に対応した船舶の建造について

西海市の大島造船所では、風力を船舶の推進力として利用する「硬翼帆（こうよくほ）」を搭載した石炭運搬船を新造した。帆の材質はFRP製、最大高さ53メートルまで伸び、自動制御で帆を回転させ風の強弱により帆を伸縮させることも可能。大型商船へのFRP製大型帆の実装は世界初となる。同社では2隻目の建造契約を交わしているほか、LNGやアンモニアを燃料とした環境負荷の少ない船舶の建造を進めている。

また佐世保重工業では帆による風の推進力を利用した省エネ航行システム「Sea Wing」を川崎汽船のばら積み貨物船に搭載する工事を実施した。本船は同社開発の船舶運航・性能管理システム「K-IMS」と合わせて、運航の効率化・環境負荷の低減を図っている。

#### 三菱重工業長崎造船所香焼工場について

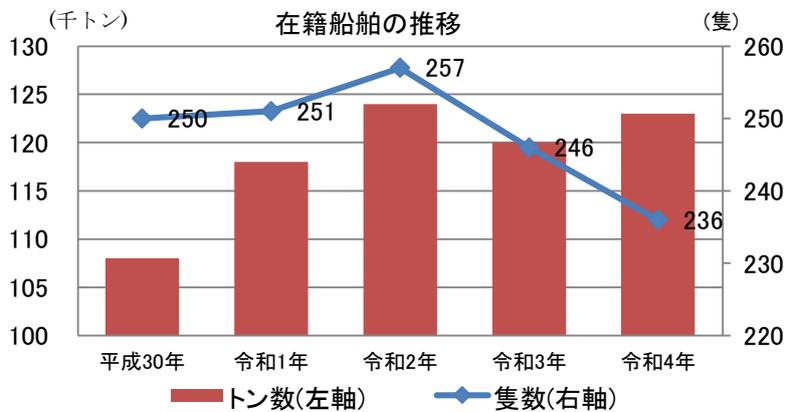
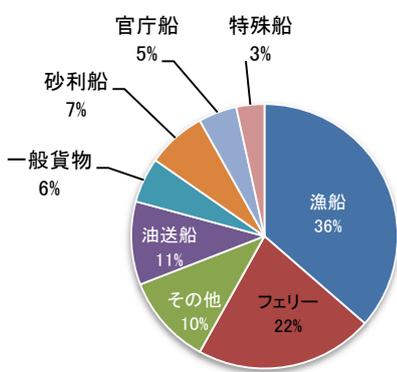
長崎市香焼にある三菱重工業長崎造船所香焼工場については、建造ドック及び付帯する建屋・設備等が西海市にある大島造船所へ売却された。令和5年7月以降に建造を始める計画としており、大島造船所が得意とするばら積み貨物船を年間4～5隻建造する予定である。また修繕ドックは、令和3年末に三菱重工業のグループである三菱造船が継承している。

## 2. 船舶登録の概況

令和4年12月末現在、管内(佐賀県の一部を含む)の市町村に船籍港を定める在籍船舶数(総トン数20トン以上)は236隻、その合計総トン数は約122,790トンとなっており、昨年と比較して在籍船舶数は減少しているものの、合計総トン数は増加に転じている。

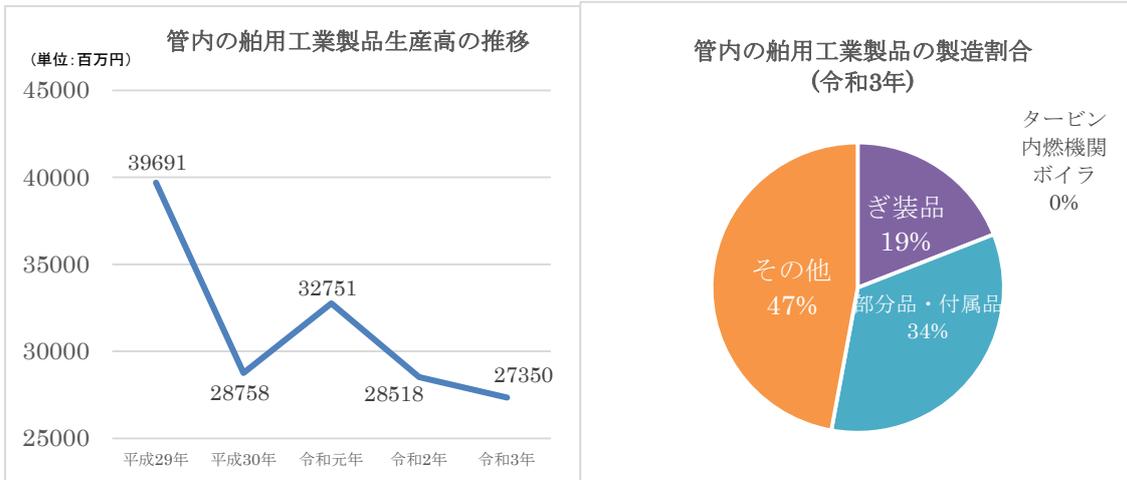
船種としては漁船が86隻(約36%)、及び旅客船・フェリー(貨物フェリー含む)が51隻(約22%)とで全体の半数以上を占めており、水産業が盛んで、離島が多い長崎県の特徴が船種に反映されているといえる。

用途別在籍船舶の割合(隻数ベース)



## 3. 船用工業の概況

船用工業とは、船舶に搭載するエンジン(ディーゼル機関等)、プロペラ、航海用機器、荷役機械等を製造・供給する産業のことである。長崎県全体での令和3年の管内船用工業製品の生産額は約273億円となっているが、タービン、内燃機関、ボイラの製造実績が無い状況となっている。

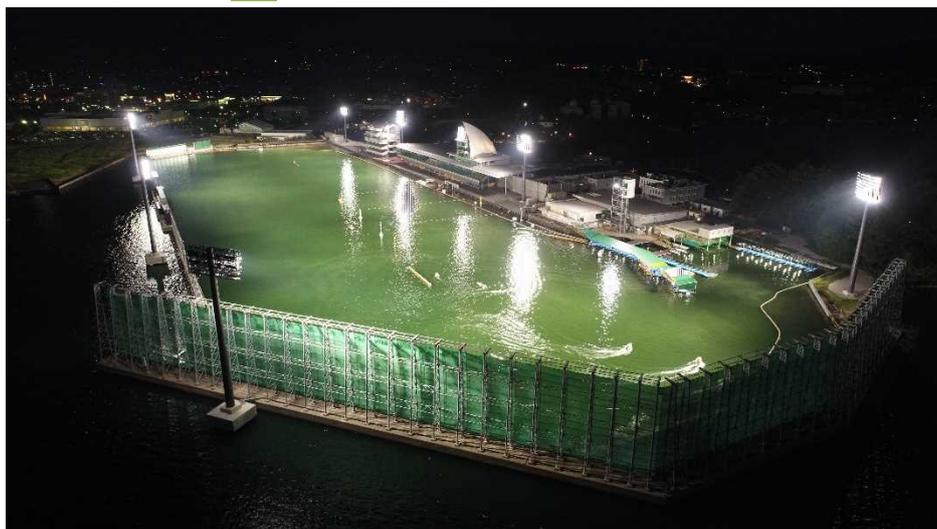
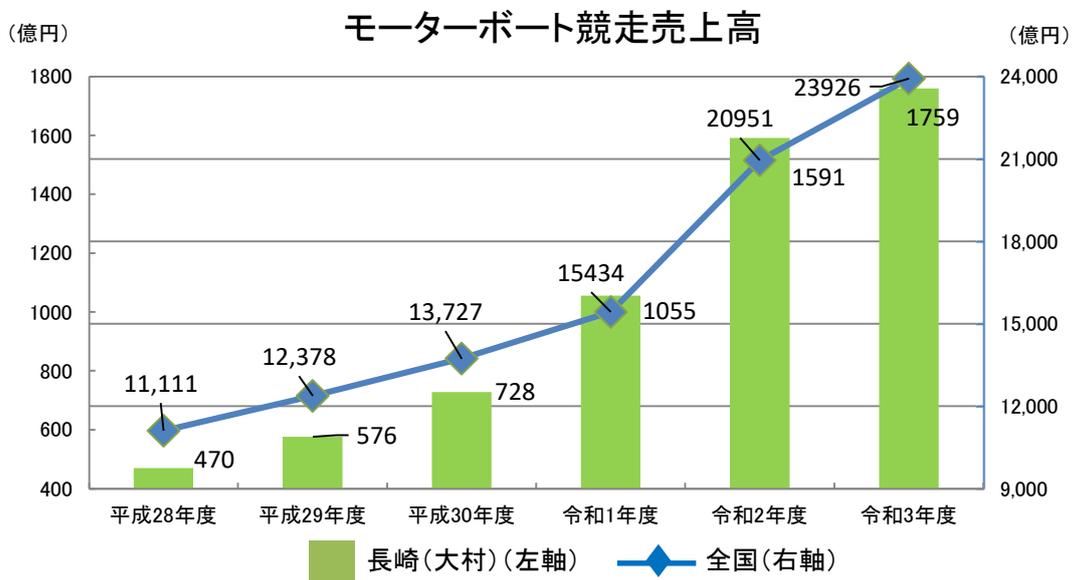


#### 4. モーターボート事業の概況

管内のモーターボート競走場である大村競走場(ボートレース大村)は、昭和27年に全国で初めてモーターボート競走を開催した「ボートレース発祥の地」である。

平成30年9月23日よりナイターレースが開始され、全国では7番目、九州運輸局管内では下関、若松競走場に続いて3番目の実施である。

令和3年度の売り上げは約1,759億円で、全レース場の中で2年連続売り上げ日本一の座を維持している。インターネット投票による売上の割合が多く、各種キャンペーンを実施して売上増を図っている。またSGレース(5つの階級で最上級のレース)が毎年度開催されており、令和4年3月に「第57回ボートレースクラシック」が開催、そして同年12月には「第37回ボートレースグランプリ」が初めて地方都市で開催されている。



大村ボートレース場

## 5. 船舶検査関係業務の概況

船舶検査には、海上における人命及び船舶の安全の確保を目的とした「船舶安全法」に基づく検査及び海洋環境の保護を目的とした「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく検査があり、それぞれ技術基準への適合性を確認するため、法令の規定に従い定期的な検査が実施されている。

管内の大手造船事業者は、特殊船、艦船など各種大型船舶の建造・修繕、中小造船事業者は、漁船に加え、中小型の旅客船、カーフェリー、貨物船、押船、ケミカルタンカーなどの船舶の建造・修繕へと多様化している。



ジェットフォイルの検査の様子



可変ピッチプロペラの検査の様子

### 船舶検査に関する最近の動き

#### 日本小型船舶検査機構に対する業務改善指示について

令和4年4月23日に事故を起こした(有)知床遊覧船のKAZU Iに対する中間検査において、携帯電話、ハッチカバー及び固定バラストに関する検査方法が十分でなかったこと、また、それに加え、地方運輸局の船舶検査官が日本小型船舶検査機構による現場の検査業務を確認した際、国と異なる検査実態も確認されたことを踏まえ、令和5年1月20日付けにて、日本小型船舶検査機構に対し、船舶検査の実効性の更なる向上のために、現場における検査実態について縊ざらいし、所要の改善を行うように指示いたしました。

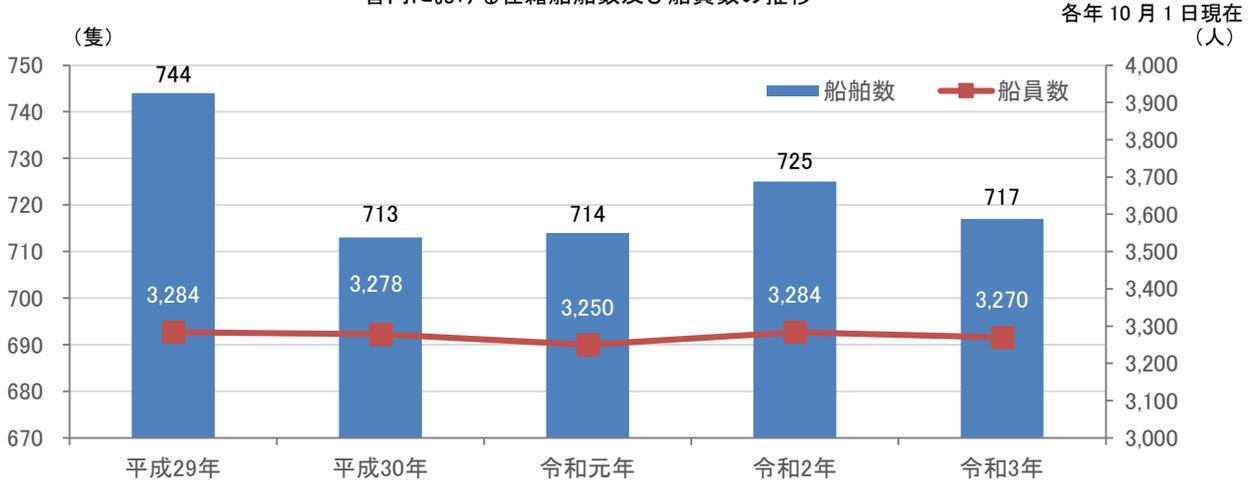
#### IBCコードの改正に伴う関係省令の一部改正

令和5年1月1日(施行日)以降、IBCコード改正に伴い、ばら積にて輸送している物質が新たに液体科学薬品(17品目)に該当することとなった船舶や、構造、設備等の要件が変更となった船舶があります。経過措置が設けられていますが現存船も対象となっており、検査や管海官庁による再承認などの手続きが必要となる場合があります。

### 1. 船員関係業務の概況

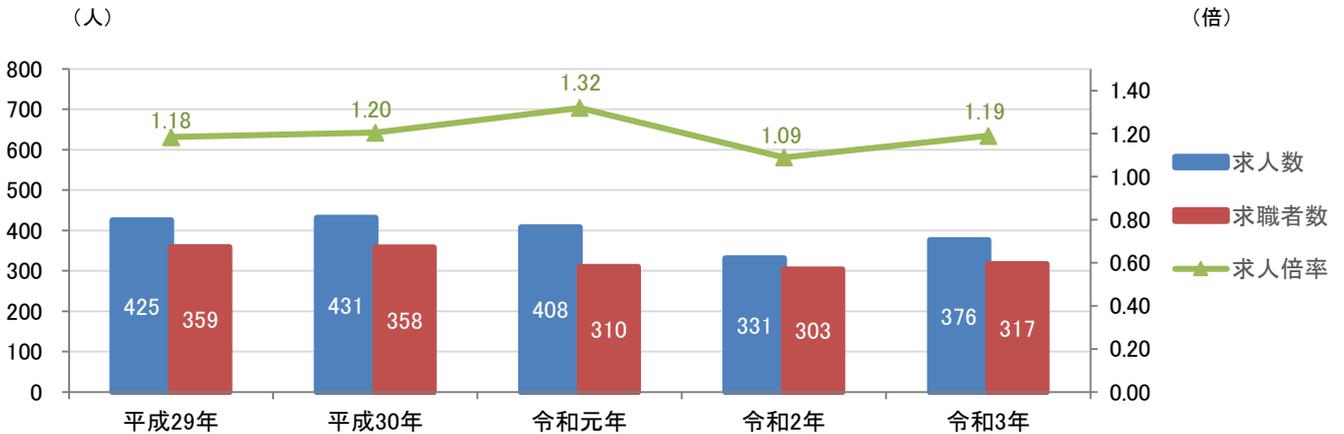
在籍船舶数及び船員数は、どちらも九州運輸局管内総数の約4分の1を占めている。

管内における在籍船舶数及び船員数の推移

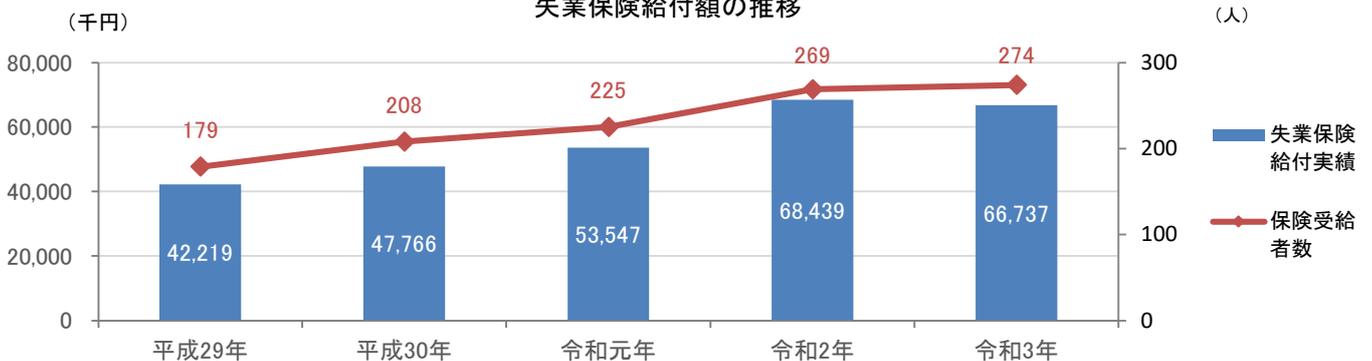


### 2. 船員職業安定関係業務の概要

管内における求職・求人者数及び求人倍率の推移

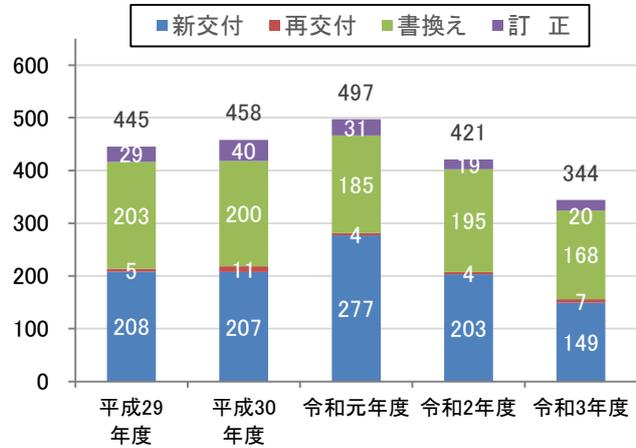


失業保険給付額の推移

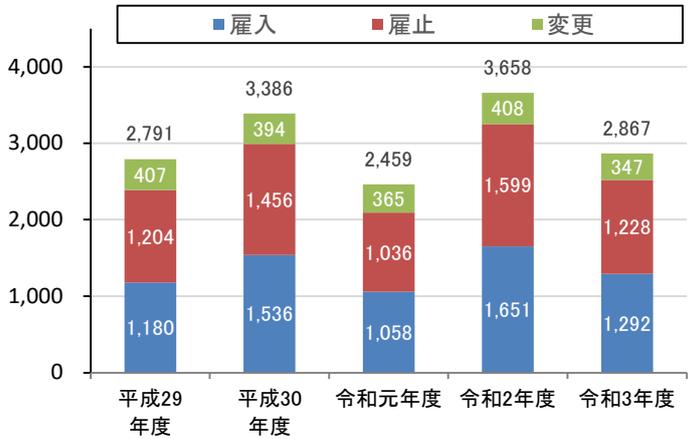


3. 船員法・職員法関係業務の概況

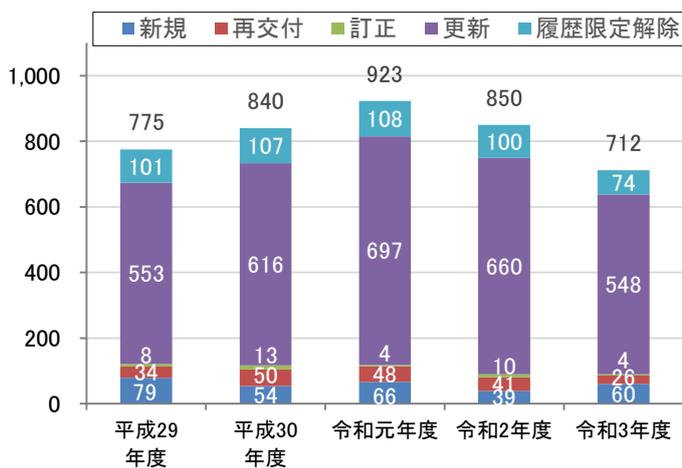
(件) 船員手帳にかかる事務取扱件数の推移



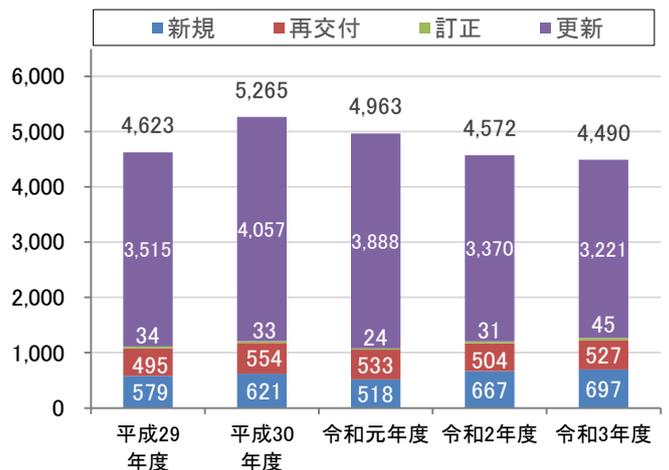
(件) 雇入れ関係にかかる事務取扱件数の推移



(件) 海技免状にかかる事務取扱件数の推移



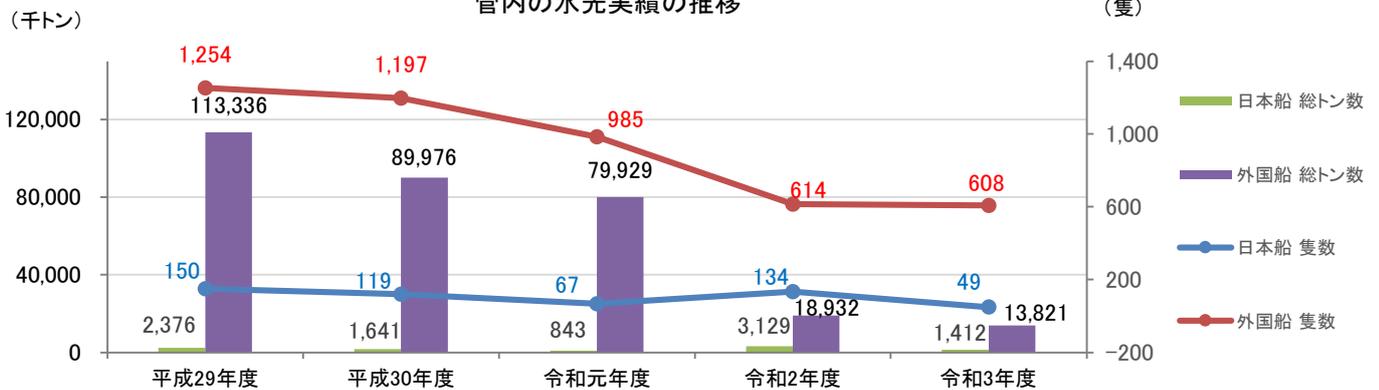
(件) 小型船舶操縦免許にかかる事務取扱件数の推移



4. 水先関係業務の概況

令和3年3月31日現在、長崎3人、佐世保5人の水先人が免許を所持して業務を行っている。  
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度以降、外国籍船の入港が大きく減少している。

管内の水先実績の推移



## 1. 運航労務監理官関係業務の概況

運航労務監理官の業務は、海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の運航管理に関する監査及び指導並びに運輸安全マネジメント評価等により、船舶による輸送の安全の確保に関する監督を行っている。また、船員法等の関係法令に基づき、船員の労働条件の確保、船員災害の防止、船舶の安全運航の確保のため、船舶・事業場等に立ち入り監査・指導を行っている。

あわせて、事業者や船員等の関係者に対して、安全運航意識の浸透を図るため、運航安全管理研修会等を開催し、周知・啓発を行っている。

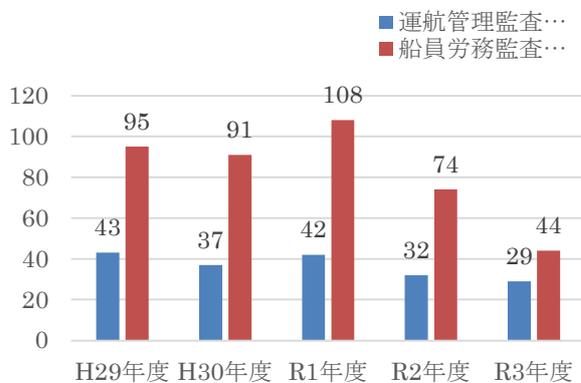
## 2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況

### 【監査業務】

監査業務では、事業者が許認可を受けたものと同様の運航を行っているかを確認する「運航管理監査」と、船内で働く船員の労働条件が遵守されているか、船内の安全衛生の確保が図られているか等を確認する「船員労務監査」を実施している。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け訪船による監査を一定期間自粛せざるを得なかったため件数が減少している。

### 運航管理監査件数及び船員労務監査船舶数の推移



運航労務監理官による監査の様子

### 2006年の海上労働条約に基づく監査について

2006年の海上労働条約における定期的な監査は前回監査との間隔が36ヵ月を超えない範囲で船員労務監査を実施するもので、国土交通省で作成した未監査船舶リストに基づいて実施している。また、支局等管内で監査が実施できない場合、九州運輸局から本省を通じて関係する運輸局へ監査依頼を行い確実な監査実施となるよう取り組んでいる。



**【指導業務】**

指導業務では、夏季及び年末年始の多客期を前に旅客船等の安全運航に万全を期し、事故の未然防止を図るために「安全総点検」を実施している。

毎年9月の船員労働安全衛生月間では、船員災害防止協会安全技術指導員と訪船を行い、ポスターや標語ビラ等の配布による広報活動や安全指導を行っている。

また、事業者自らが安全管理体制を構築することで、自主的な安全確保の取組み・安全意識を向上させていくことを目的とした「運輸安全マネジメント評価」を行っている。



総点検における救命胴衣の点検



総点検におけるバリアフリー設備の点検

**3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況**

**【研修会】**

安全運航の確保、運輸安全マネジメント制度のさらなる定着を図るため、主に安全統括管理者及び運航管理者を対象とした運輸安全管理研修会を毎年実施しており、また同研修会において、船舶検査官や海上保安部の協力を得て事故事例等を解説することにより、安全意識の向上を図っている。

また、事業者や旅客船協会等の団体からの依頼により、関係法令の改正内容や近年の事故事例などを踏まえた講習会も実施している。

運輸安全管理研修会の実施状況(令和3年度)

開催地	長崎地区	佐世保地区
実施年月日	令和3年11月9日(火)	令和4年2月7日(月)
研修項目	① 海難の現況について ② 安全運航に係る船舶事故事例の検証と事故防止について	① 海難の発生状況等について ② 運輸防災マネジメントについて

研修受講者数	30事業者 50名	18事業者 43名
--------	-----------	-----------

【漁船海難防止講習会】

平成23年4月に設立された「長崎県まき網・以西底曳網漁船海難防止連絡会」に長崎運輸支局、佐世保海事事務所が構成員として参画するとともに、県内各地で開催される海難防止講習会に講師として参加し、最近の船舶事故事例や法律改正の概要等について講習等を行っている。

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により講習会の開催中止が相次いだため、実施件数が減少している。

令和3年度 まき網・以西底曳網漁船海難防止講習会 開催状況

開催年月日	R3. 6. 23	R3. 7. 23	R3. 7. 27	R3. 10. 22
開催地	長崎市	佐世保市	新上五島町	五島市
受講者数	65名	88名	118名	51名



まき網・以西底曳網漁船海難防止講習会の様子



小型船安全パトロールの様子

【小型船安全パトロール】

長崎地区では、長崎小型船安全協会及び長崎海上保安部と合同で、プレジャーボート等の利用が増える週末に、協会のパトロール艇及び保安部の巡視艇に乗船し、海上で小型船舶操縦者へ小型船海難防止のパンフレット等の配布を行い、点検や見張りの徹底等の周知・啓発活動を行っている。

また、長崎海上保安部との「合同安全指導」として、マリーナ及び漁協、釣具店等を訪問し、船舶検査の受検や小型船舶操縦者への発航前点検の実施や見張りの徹底についてのパンフレット等を配布し、釣り人に対する安全指導及び安全啓発活動も行っている。

佐世保地区では、船舶検査官及び日本小型船舶検査機構等と合同でパトロールを実施し、係留されている小型船舶の検査の有無を確認するとともに、小型船舶の所有者へ発航前点検の実施や見張りの徹底等について、パンフレットを用いた周知・啓発活動を行っている。

【知床遊覧船事故対応】

令和4年4月23日北海道知床沖において小型旅客船「KAZU I」（カズワン：19トン）が浸水・沈没し、乗客24名、乗員2名の計26名が死亡・行方不明となる、我が国では近年類をみない重大事故が発生した。

このような痛ましい事故を二度と繰り返さないよう、安全対策を総合的に検討するため4月28日に国土交通省に「知床遊覧船事故対策検討委員会」を設置し、事故対策の検討が行われた。

7月には中間とりまとめが行われ、12月15日には運輸安全委員会により船舶事故調査の経過報告が公表された。検討委員会ではこの内容も踏まえて、12月22日に「旅客船の総合的な安全・安心対策」がとりまとめられた。

「旅客船の総合的な安全・安心対策」(R4.12.22)

<概要>

- ① 事業者の安全管理体制の強化
- ② 船員の資質向上
- ③ 船舶の安全基準の強化
- ④ 監査・処分の強化
- ⑤ 船舶検査の実効性の向上
- ⑥ 安全情報の提供の拡充
- ⑦ 利用者保護の強化



事故の発生を受けて、全国で小型船舶に対し、多客期でもあるゴールデンウィーク前の4月末に緊急安全点検を実施した。

長崎運輸支局においても、管内の小型船舶を対象に同点検を実施した。

また、7月の検討委員会での検討結果を受け、速やかに以下の取り組みを実施している。

- ・ 抜き打ち・リモートによる監視強化
- ・ 通報窓口の設置等による機動的な監査
- ・ 監査時の無線設備の通信状況の確認
- ・ 管理者の資格要件審査の厳格化
- ・ 国による安全情報の提供の拡充

その後も12月の運輸安全委員会の経過報告の内容を踏まえ、小型船を運航する事業者に対し、ハッチカバー等の確実な閉鎖や避難港の活用に関する指導を実施するなど、旅客運送事業者の安全性の向上に向けた取り組みの強化を図っている。

今回の事故の発生を受け、このような痛ましい事故を繰り返してはならないとの強い決意のもと今後も小型旅客船の安全・安心対策に万全を期すよう取り組んでいく。

1. 外国船舶監督関係業務の概況

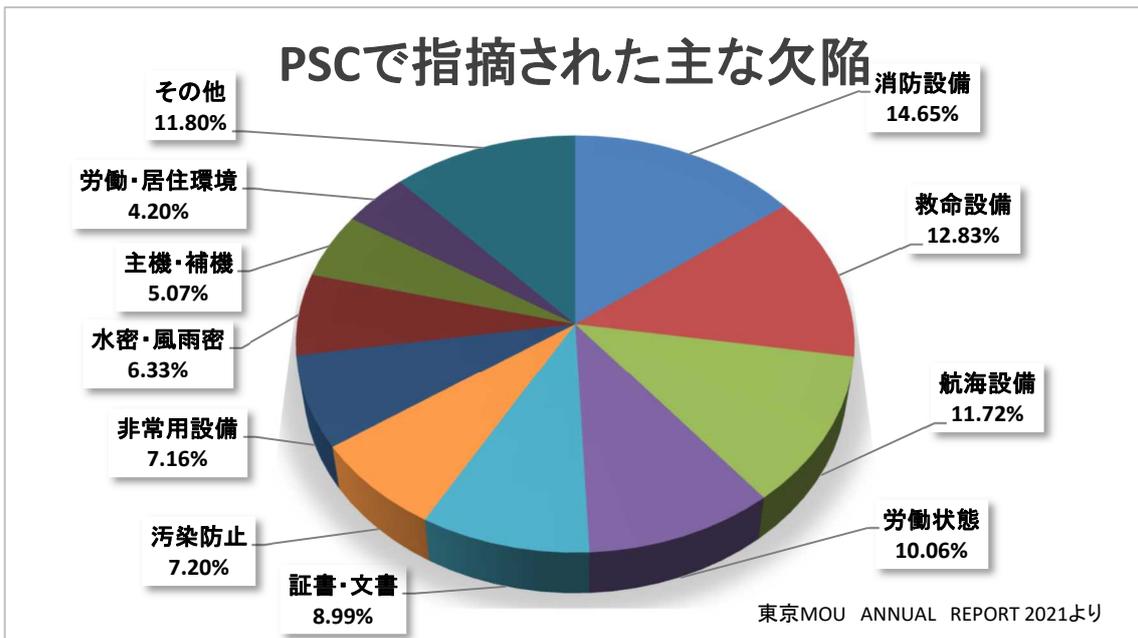
外国船舶監督官は、船舶及び人命の安全、海洋汚染の防止等を目的に、条約に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、日本に入港する外国船舶に対し立入検査（PSC：ポート・ステート・コントロール）を行い、船舶の構造・設備、乗組員の資格及び当直体制等が国際条約等※1により定められた基準に適合しているかを検査している。

長崎運輸支局の外国船舶監督官と佐世保海事事務所の船舶検査官及び運航労務監理官は、長崎運輸支局及び佐世保海事事務所の管内において連携のうえ PSC を実施し、発見された欠陥について適切な是正措置を行うよう船長を指導している。

管内に入港する外国船舶は、一般貨物船、ばら積み専用船、コンテナ船、旅客船等多岐にわたるが、従来国内において使用されていた日本籍船舶を海外へ輸出する海外売船の事例も多く、それらに対しても PSC を実施している。

なお、PSC は近隣諸国と協力して実施することにより一層の効果が期待できることから、地域単位での協力体制が構築されており、日本は、アジア太平洋地域の各国で採択された「東京 MOU」の一員として活動している。

※1 国際条約等とは、海上人命安全条約（SOLAS 条約）、海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW 条約）等をいう。



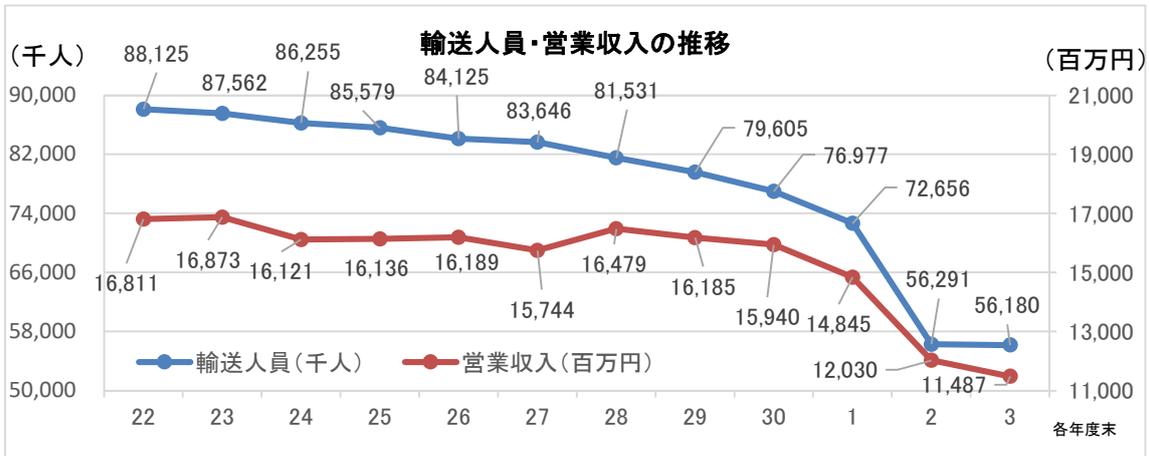
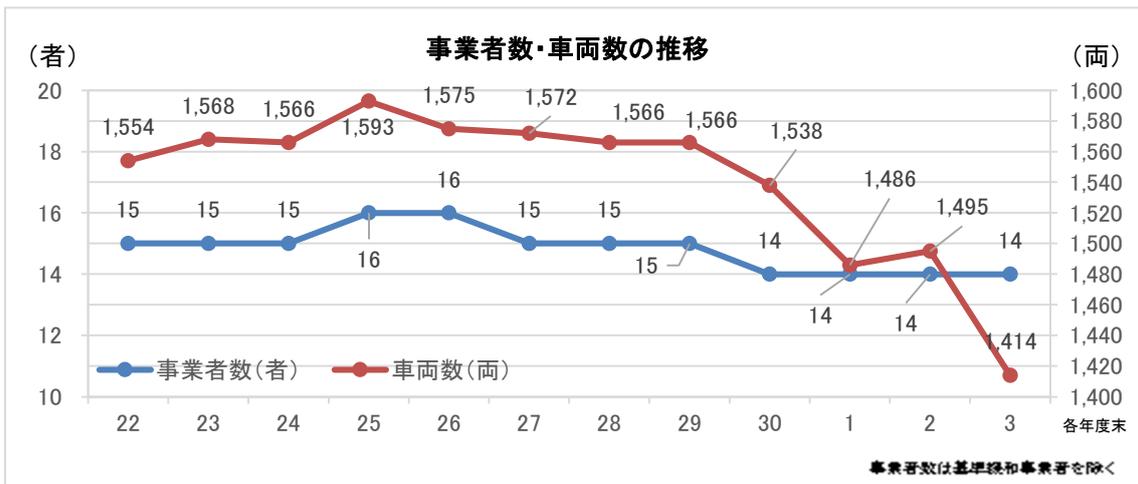
船内掲示物の検査



救助艇の検査

1. 乗合バス事業の概況

令和4年3月末現在の県内の乗合バス事業者は14社、車両数は1,414両、令和3年度の輸送人員は5,618万人、営業収入は114億8,700万円となっている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年度以降輸送人員・収入ともに大幅に減少しており、令和3年度はその減少幅は小さかったものの、前年度と比較して輸送人員は11万人、営業収入は5億4,300万円の減少と、依然として厳しい状況が続いている。



各市町が主宰する地域公共交通会議では、デマンドタクシー導入など地域のニーズに合った生活交通の維持・確保に向けて、創意工夫を行いながら交通弱者の足の確保に努めている。

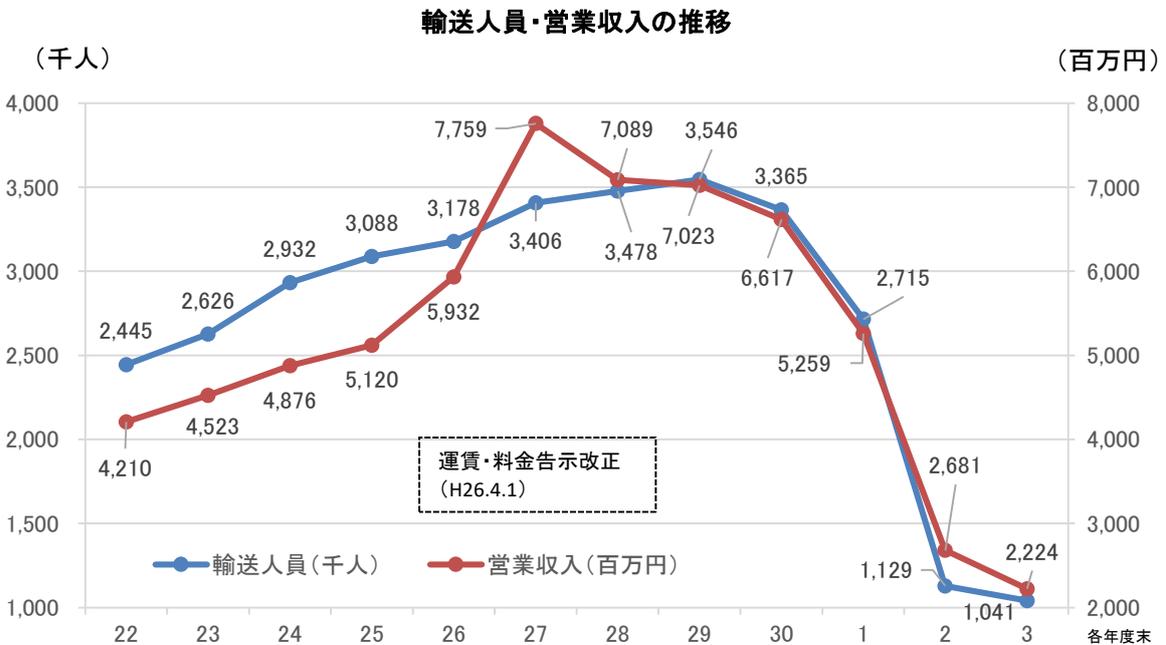
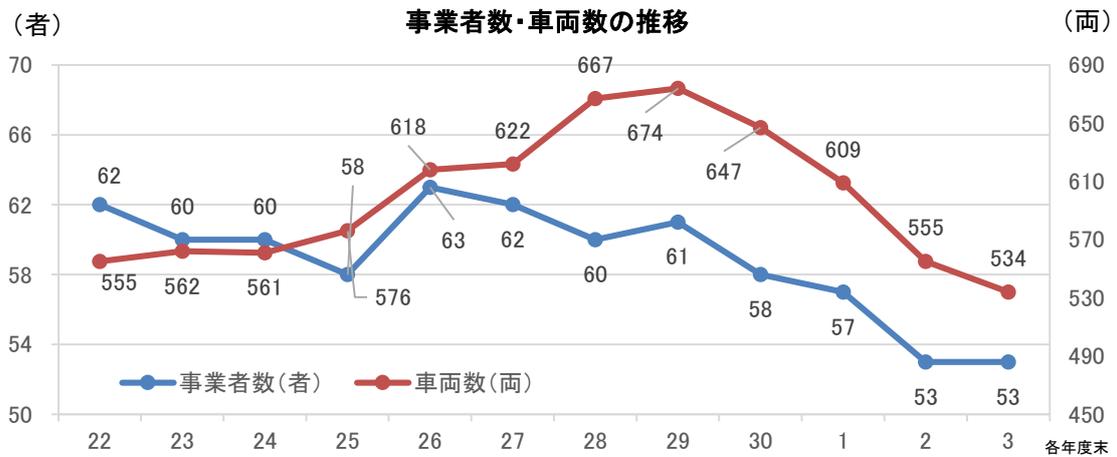
県内地域公共交通会議設置数とコミバス運行状況 令和4年3月末現在

県内市町	公共交通会議設置	コミュニティバス運行
全21市町	18市町	16市町

2. 貸切バス事業の概況

令和4年3月末現在の県内に本社を置く貸切事業者は、53社(民営52社、公営1社)。

近年は、長崎港及び佐世保港への大型クルーズ船の寄港増に伴う着地型観光のための需要も増加していたが、令和元年度には日韓関係の悪化、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、輸送人員及び営業収入は大幅に減少している。令和3年度は、減少幅は小さくなったが、乗合バス事業と同様、依然として厳しい状況が続いている。

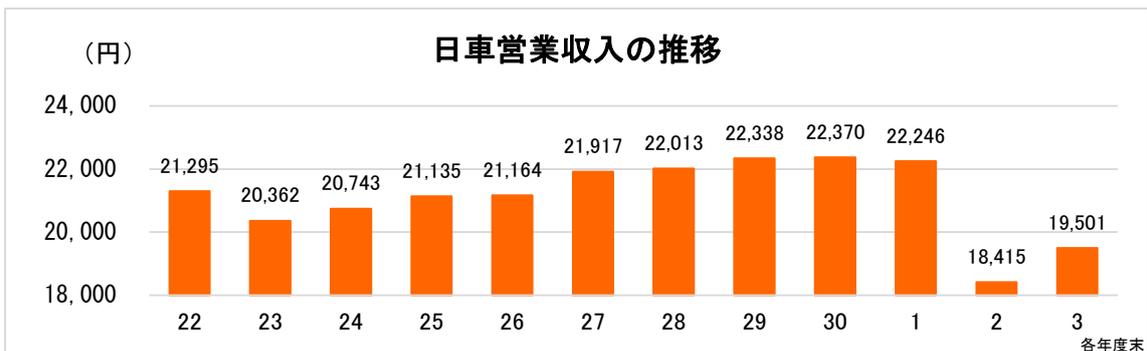
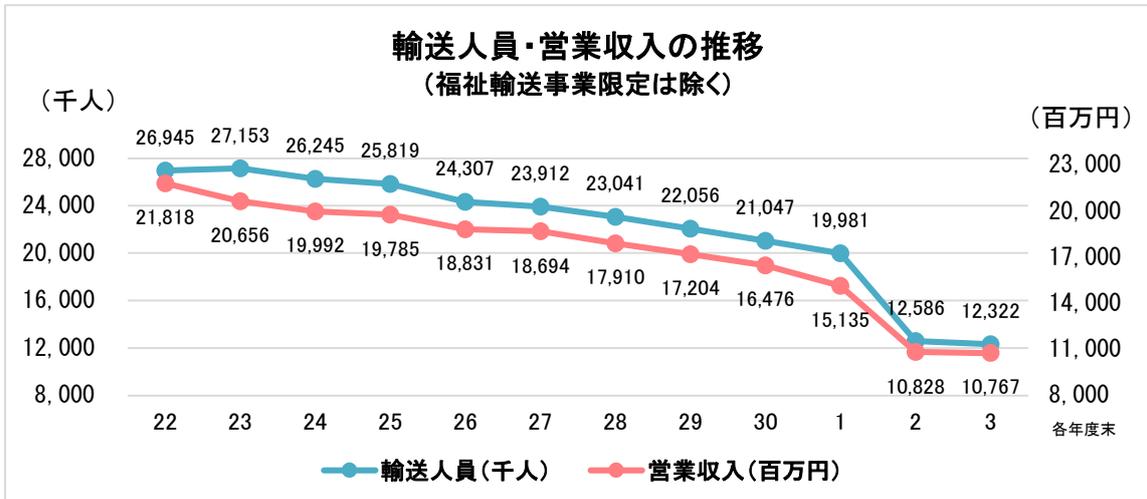
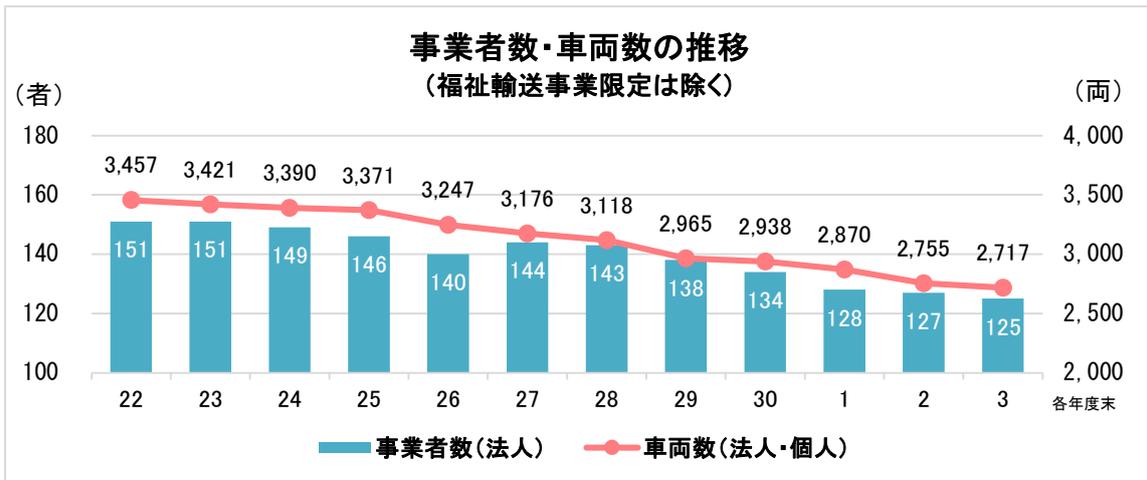


### 3. タクシー事業の概況

令和4年3月末時点で県内のタクシー事業者は、法人125社、2,324両、個人タクシー393両となっている。

なお、身体障害者等の「移動制約者」の輸送に特化した福祉輸送限定のタクシー事業者は、令和4年3月末時点で143社、244両となっている。

令和3年度の新型コロナウイルスの影響による事業廃止は、法人1社、個人タクシー1名であった。また、令和3年8月1日より、長崎交通圏は特定地域から準特定地域へ移行となった。



市郡別タクシー事業者数及び車両数

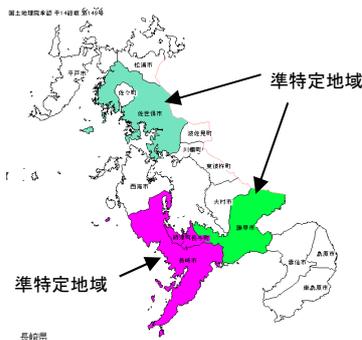
(令和4年3月末現在)

市郡別	人口 (千人)	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定を除く。)						福祉輸送限定		
		事業者数 (※1)		車両数 (※1)			一車当たり 人口	事業者数 (※1※2)	車両数 (※1※2)	
		法人	個人	法人	個人	計				
市部	長崎	400	26	275	855	275	1,130	346	54	97
	佐世保	237	19	83	482	83	565	419	26	41
	島原	42	7		76		76	552	8	12
	諫早	132	8		178		178	857	24	31
	大村	95	5		117		117	811	9	14
	平戸	28	5		33		33	848	4	5
	松浦	20	5		31		31	645	3	2
	対馬	27	11		42		42	642	4	5
	壱岐	24	5		44		44	545	2	2
	五島	33	8		68		68	485	6	8
	西海	25	4		29		29	862	0	0
	雲仙	40	9		50		50	800	5	5
	南島原	40	8		57		57	701	6	10
	市部合計	1,148	120	358	2,062	358	2,420	472	151	232
郡部	西彼杵	69	4	35	151	35	186	370	10	18
	東彼杵	34	4		40		40	850	4	9
	北松浦	16	3		27		27	592	4	4
	南松浦	16	4		44		44	363	2	6
	郡部合計	136	15	35	262	35	297	454	20	37
長崎交通圏		469	30	310	1,030	310	1,340	350		
島原交通圏		122	24		183		183	666		
県合計		1,284	135	393	2,324	393	2,717	470	171	269

・人口は長崎県発表の令和4年4月1日現在推計人口。千人未満は切り捨てて記載。

※1事業者数、車両数は、1事業者において複数営業所がある場合、各市郡に計上。

※2福祉輸送限定の事業者数、車両数は一般タクシー事業者も含む。



改正タクシー特措法への対応

- ・平成26年1月、改正タクシー業務適正化特措法施行。  
長崎交通圏、佐世保市、諫早市の3地域を準特定地域として指定。
- ・平成27年8月、長崎交通圏が「特定地域」に指定。
- ・平成29年3月、長崎交通圏「認可特定地域計画」に基づき車両数削減、活性化措置を取組中。
- ・平成30年7月、長崎交通圏の特定地域の指定期限延長。
- ・令和元年9月、佐世保市、諫早市の準特定地域の指定期限延長。
- ・令和3年8月1日、長崎交通圏が「準特定地域」に移行。

## ～西九州新幹線開業にあわせた、

## 長崎県内のバス・タクシー事業者の取り組み～

令和4年9月23日に、九州新幹線西九州ルート（長崎駅～武雄温泉駅間）が開業しました。開業により他県から長崎へのアクセスが向上し、多くの観光客の来訪が期待される中、県内のバス・タクシー事業者にて、その需要に応えようと、様々な取り組みが行われています。

### 湯けむりスーパーライナー

- ・長崎バス観光株式会社にて運行。
- ・長崎空港及び諫早駅から、小浜・雲仙への二次交通アクセスを担うため、長崎空港～諫早駅～小浜～雲仙間を、バス車両にて運行。（予約制）
- ・所要時間は空港～小浜で75分、空港～雲仙で100分（目安）。
- ・運賃は、片道1,000円。



### ながさき観光ルートバス

- ・長崎自動車株式会社にて運行。
- ・愛称は「ハートストーン号」
- ・出島メッセ開業に伴い、令和3年11月から運行。
- ・JR長崎駅前（交通広場）を出発し、長崎港を經由して、人気観光スポット（出島・オランダ坂・大浦天主堂・グラバー園など）を循環している。
- ・運賃は1乗車あたり大人160円。（小学生まで80円）



### ながさき歴史紀行～3時間コース～

- ・ラッキー自動車株式会社にて運行
- ・「南蛮貿易・御朱印選の窓口として栄えた長崎を堪能」をコンセプトに、専門知識を習得した観光ドライバーがタクシーにて案内
- ・めがね橋や崇福寺、出島、グラバー園など、計7カ所を巡る行程。
- ・旅行代金は大人 8,000 円、子ども 7,000 円（地域クーポンと併用可）



### 諫早駅～小浜・雲仙温泉

#### 「定額運賃」タクシー

- ・諫早及び小浜、雲仙のタクシー事業者が運行。
- ・諫早駅～小浜温泉・雲仙温泉の区間を、タクシーにて、定額の運賃にて、移動が可能。（小浜温泉間：8,000 円 雲仙温泉間：11,000 円）
- ・小浜温泉、雲仙温泉については、温泉街を中心として設定されたエリア内であれば、どこでも乗降が可能。

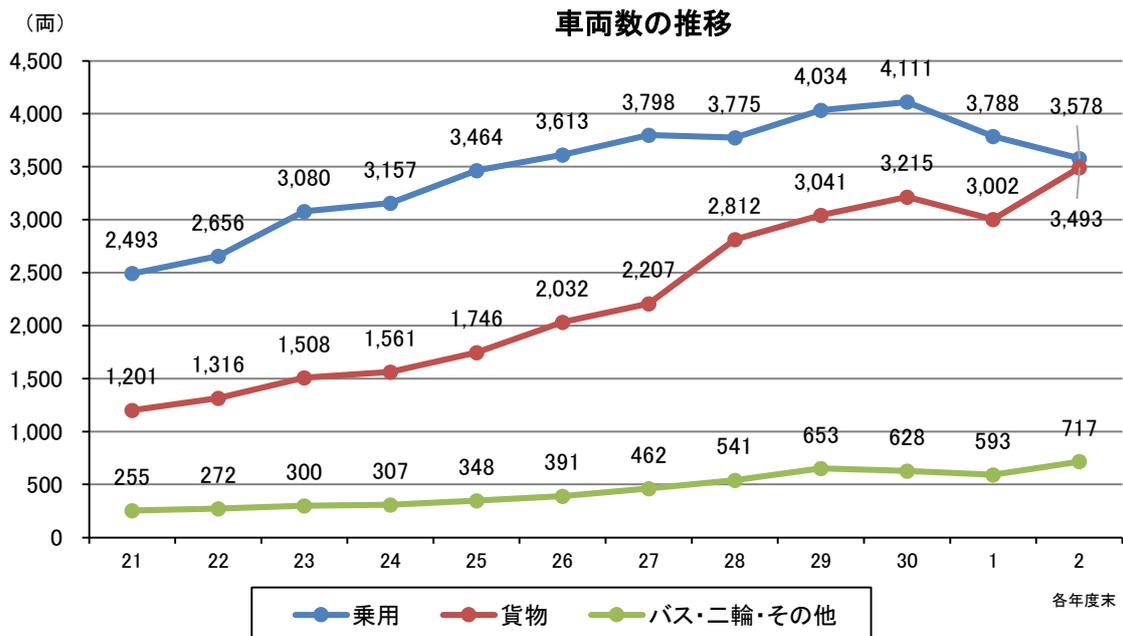
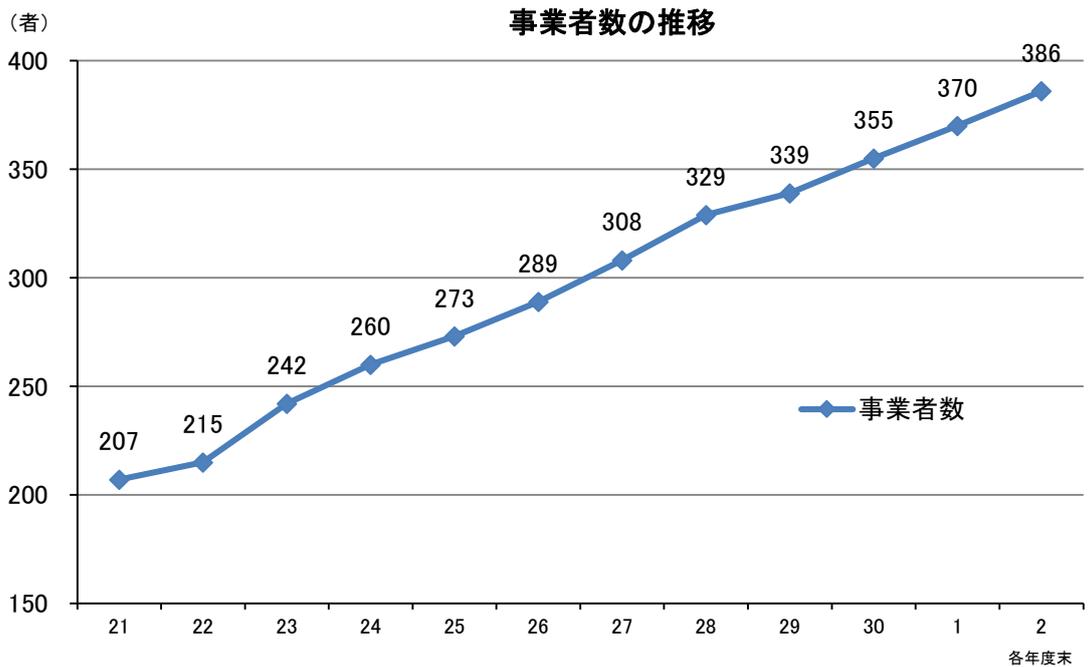


## 4. レンタカー事業の概況

自動車の保有に対する消費者の価値観の変化などにより、レンタカーやカーシェアリングへの需要が年々高まっている。

長崎県は多数の離島を抱え、また観光地が点在していることから、主に空港や港からの移動手段としてレンタカーが利用されている。

令和2年度末は令和元年度末と比較して貨物車とバス・二輪・その他の車両数に増加が見られ、乗用車の車両数に減少が見られる。



## 5. トラック事業の概況

令和4年3月末現在の県内のトラック事業者は、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者を合わせて602者7,597両となり、貨物軽自動車運送事業者は1,611者3,034両となっている。令和3年度に事業休止をした一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は4者、事業廃止をした事業者は7者であり、令和2年度と比較して、事業者数はほぼ横ばい、車両数はやや増加している。



### 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長崎県地方協議会」の取組み



トラック輸送における適正取引の推進・長時間労働の抑制を図るためには、荷主の協力が必要不可欠であることから、国土交通省、厚生労働省では、平成27年度に、学識経験者、荷主を含めた関係者で構成される、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。長崎県においても、地方協議会を設置し、令和3年度までに計13回開催。トラック運送業におけるドライバー不足は深刻で、労働環境改善は不可欠となっていることから、今後も、荷主企業と運送事業者が一体となって荷役作業の効率化等長時間労働の改善に向けた取り組みを進めていく。

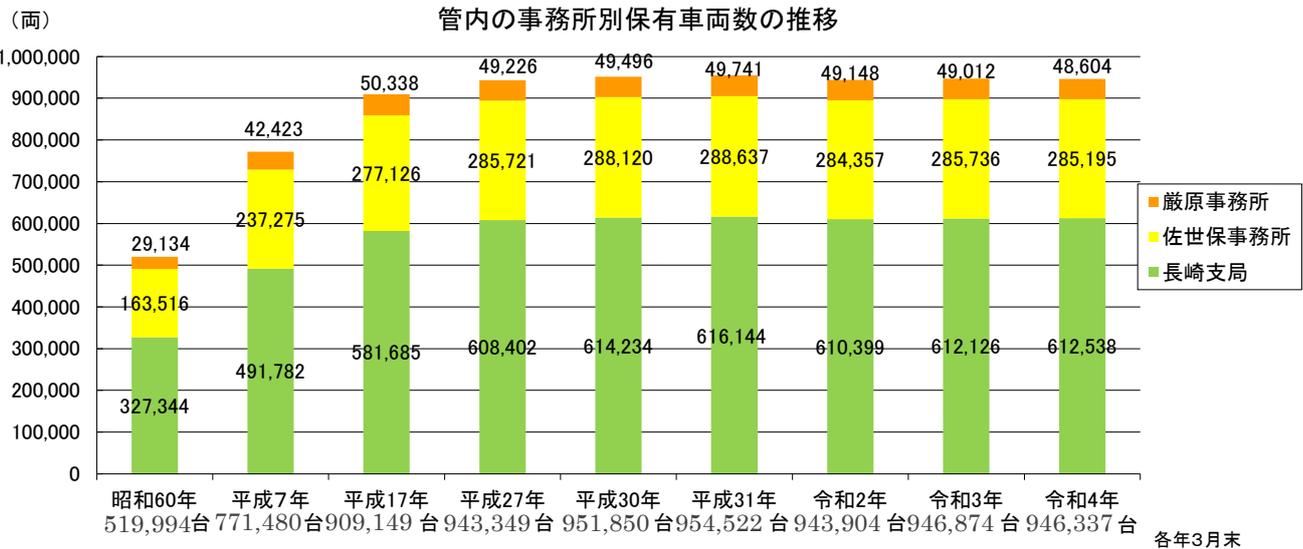
### 安全性優良事業所（Gマーク認定制度）について

公益社団法人全日本トラック協会では、利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするため、国土交通省、学識経験者、荷主団体、消費者団体等から構成される安全性評価委員会において、事業者の安全性を評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度を平成15年7月から開始。令和4年12月15日現在、全国で28,696事業所が認定を受けており、令和5年2月1日現在、長崎県においては199事業所が認定を受けている。

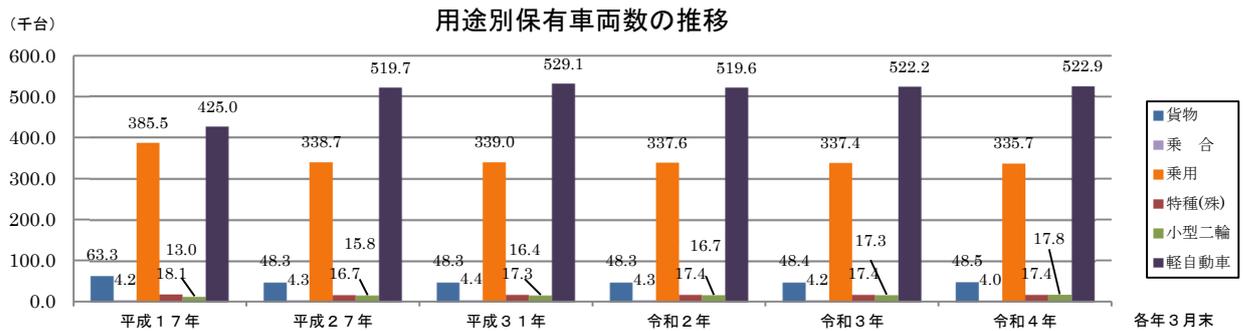
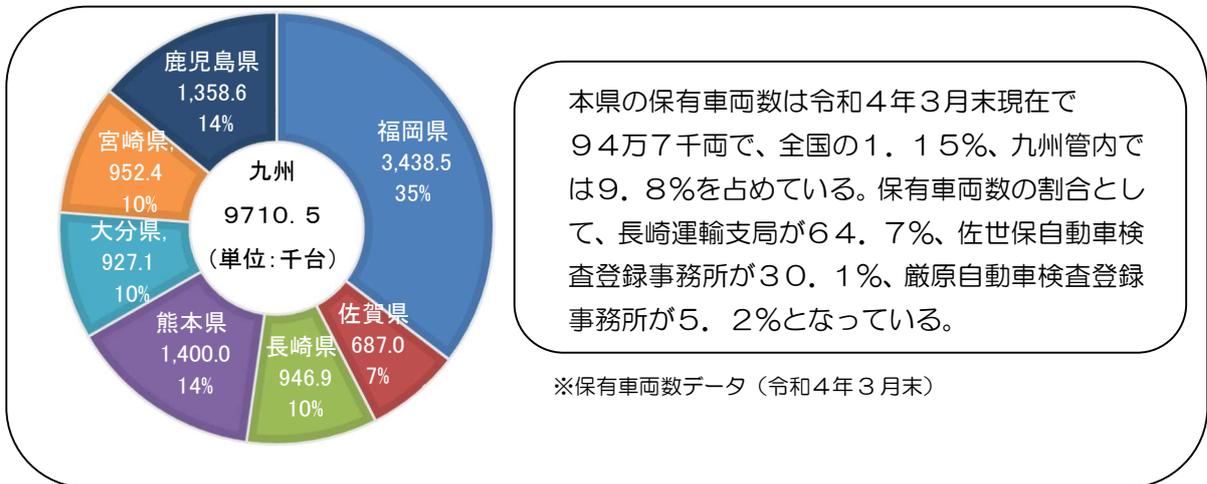


1. 自動車登録の概況

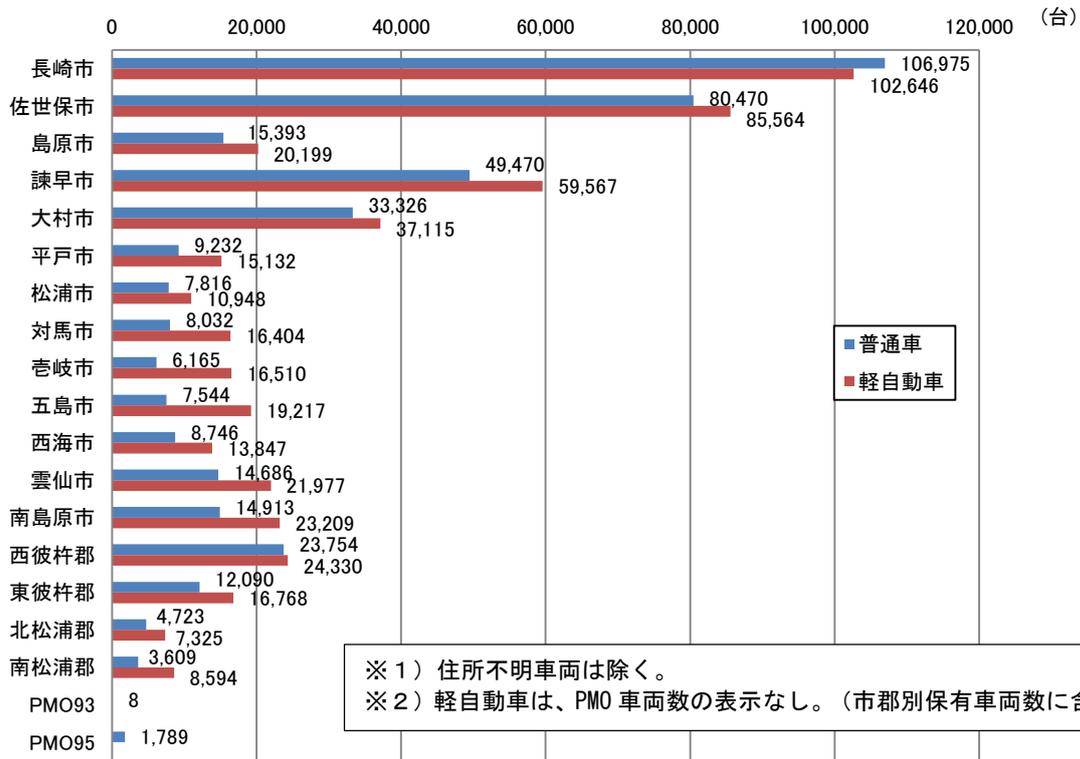
自動車の登録制度は所有権の公証の民事目的、保有実態の把握の行政目的の2つを有している。また、新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢等によりで半導体や自動車部品の供給が不安定になり、新車生産が滞っているが、保有車両数の大幅な減少といった影響は生じていない。



管内の保有車両数の動向



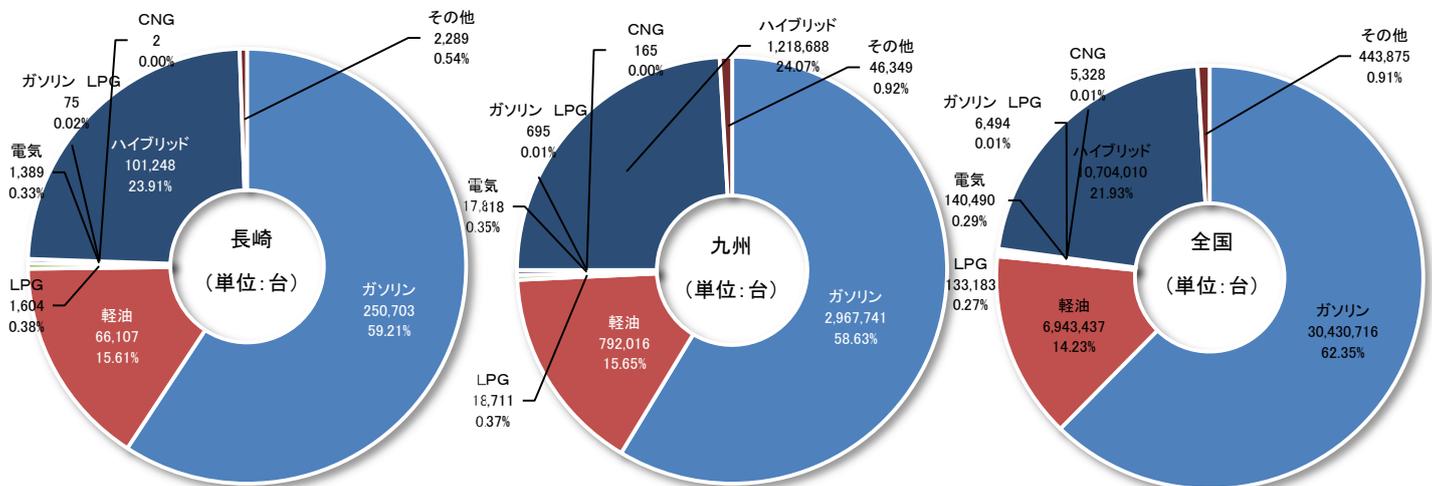
市郡別自家用自動車保有台数



市郡別一人あたりの自家用自動車保有台数

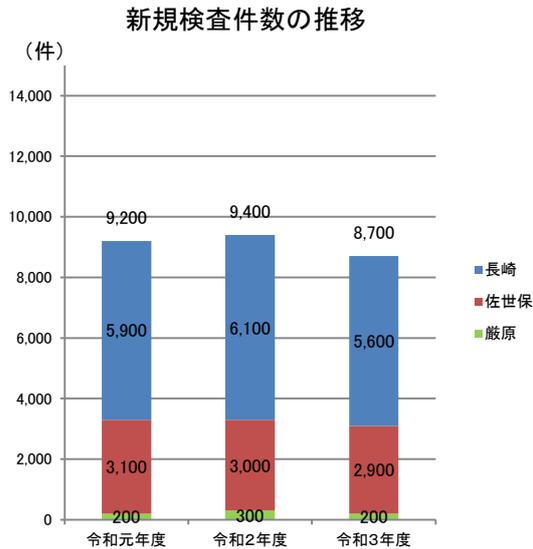


燃料別エコカー等の割合

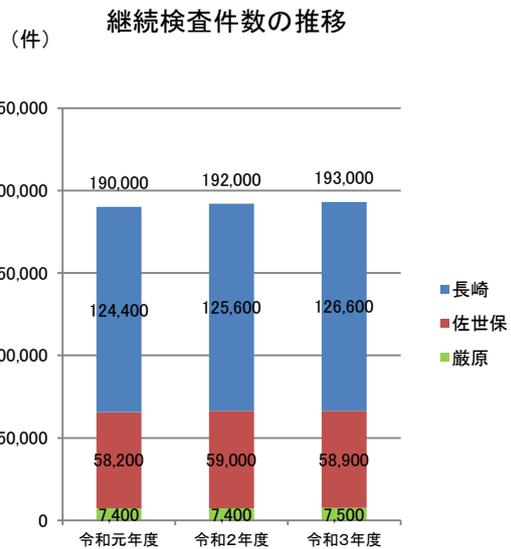


## 1. 自動車検査業務の概況

自動車の安全性確保と公害防止を図るため、新規検査、継続検査、構造等変更検査などを実施している。



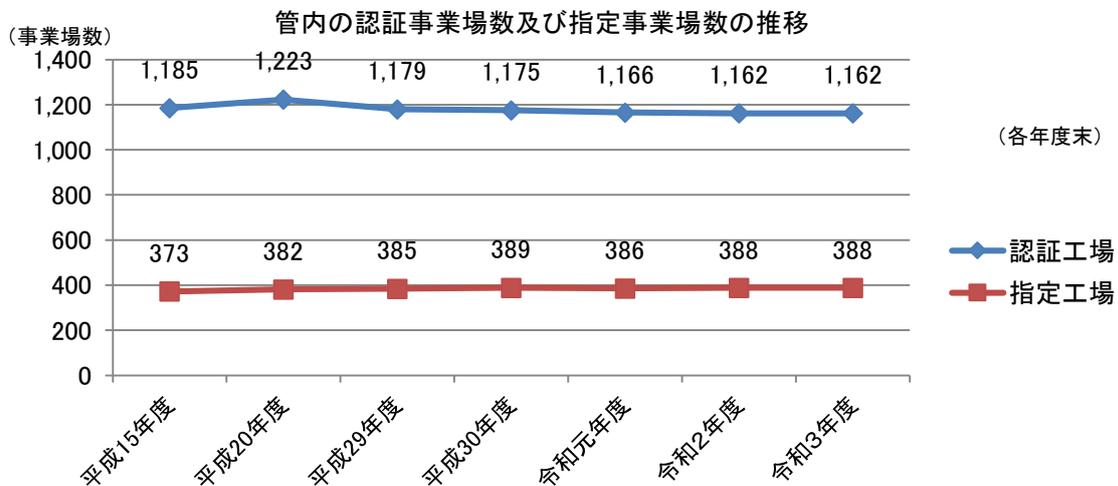
※車両を持ち込まない新車の新規検査を除く



※適合証による継続検査及び車両持ち込みによる継続検査の合計

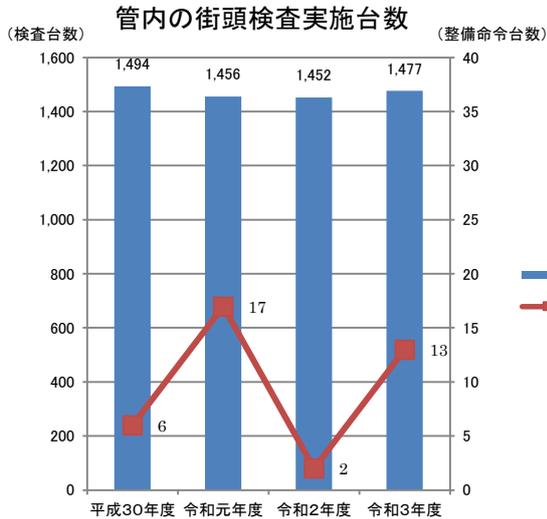
## 2. 自動車整備事業関係業務の概況

自動車特定整備事業の「認証」を受けた事業場は、令和4年3月末時点で1,162事業場となっており、指定自動車整備事業の「指定」を受けた事業場は388事業場となっている。  
指定整備工場で行われる継続検査の割合は全継続検査のうち、約76%を占めている。



### 3. 街頭検査に関する実施状況

交通安全運動期間中などに街頭検査を実施し、また、運輸支局・自動車検査登録事務所構内の車両についても、適宜、構内検査を実施しており、不正改造車・整備不良車の排除に努めている。



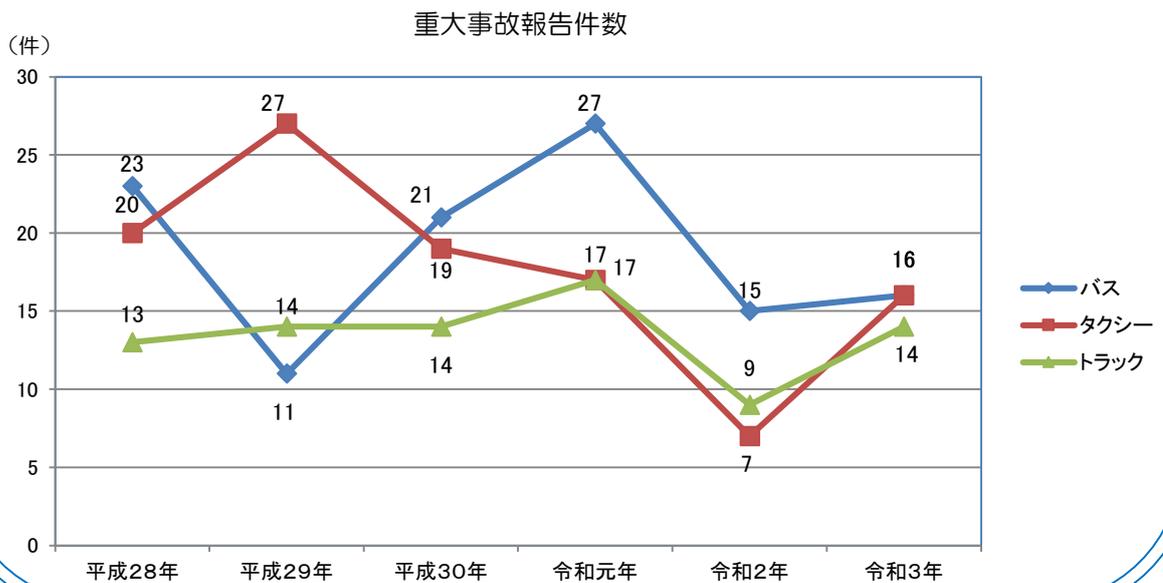
街頭検査を実施している様子

※検査台数は街頭検査、構内検査を合わせた台数

#### 事業用自動車の重大事故

長崎県内の事業用自動車を運行する事業者は、重大事故が発生した際に「自動車事故報告規則」に基づき、長崎運輸支局に事故報告を提出しなければならないこととなっている。

令和2年については、新型コロナウイルスの影響により各モードとも事業用自動車の稼働率の低下により事故件数が減少した。



総務企画担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
長崎港「海の日」協賛会	〒850-0031	長崎市魚の町 4-1 長崎市 まちづくり部 都市計画課内	田上 富久	095-829- 1169	095-829- 1168
(一社)長崎県旅行業協会	〒850-0874	長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館 4 階	前田 寛信	095-825- 2100	095-825- 2700
(一社)長崎県観光連盟	〒850-8570	長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 5 階	宮脇 雅俊	095-826- 9407	095-824- 3087
(一社)長崎国際観光コンベンション協会	〒850-0862	長崎市出島町 1-1 長崎出島ワーフ 2 階	村木 昭一郎	095-823- 7423	095-824- 9128
(公財)佐世保観光コンベンション協会	〒857-0863	佐世保市三浦町 21-1 JR 佐世保駅構内	飯田 満治	0956-23- 3369	0956-23- 6750
長崎県倉庫協会	〒850-0035	長崎市元船町 2-13 長崎倉庫(株)内	飛永 哲郎	095-823- 4590	095-893- 8120
長崎県冷蔵倉庫協会	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 関連棟 B-1	阿部 浩明	095-850- 8501	095-850- 8526

運航担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
長崎地区海運組合	〒850-0035	長崎市元船町 6-6	伊達 昌宏	095-822-0946	095-822-1711
長崎旅客船協会	〒850-0035	長崎市元船町 16-12 (九州商船ビル3F)	村木 昭一郎	095-822-1300	095-822-3043
長崎港運協会	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-76-120	中部 憲一郎	095-834-5255	095-878-9400

船舶担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
長崎県造船協同組合	〒850-0034	長崎市樺島町 2-11 造船組合ビル	井筒 龍介	095-822- 2483	095-826- 0314
長崎県金属工業協同組合	〒854-0063	諫早市貝津町 2148-2	原田 功	0957-26- 1900	0957-26- 0064
協同組合三菱長船協力会	〒850-0063	長崎市飽の浦町 1-1 三菱長崎造船所構内	田崎 正志	095-861- 6543	095-862- 6712
長崎漁船装備品工業協同組合	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-81-2	櫻山 和久	095-878- 4156	095-878- 4157
長崎舶機メンテナンス協同組合	〒852-0985	長崎市小江町 2734-85	川西 弘二	095-842- 0650	095-865- 7369
島原ドック協業組合	〒855-0832	島原市湊町 5-2	中村 光伸	0957-63- 3851	0957-62- 7006
長崎県アジア産業交流協同組合	〒852-8132	長崎市大橋町 10-22	本田 文昭	095-841- 7622	095-841- 7633
九州船用工業会長崎支部	〒850-0933	長崎市西琴平町 1-5	森田 和広	095-828- 6646	095-822- 4162
(一財)日本モーターボート協会大村支部	〒856-0834	大村市玖島 1-15-1	濱口 浩	0957-52- 6194	0957-53- 7679
日本小型船舶検査機構長崎支部	〒859-0401	諫早市多良見町化屋 1852-2	山根 廣治	0957-43- 5090	0957-43- 5250
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部	〒850-8610	長崎市飽の浦町 1-1 三菱長崎造船所総務安全衛生課気付	藤野 義和	095-828- 4605	095-828- 7193

船員担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
全日本海員組合長崎支部	〒850-0861	長崎市江戸町 1-18	松本 順一	095-823-7251	095-821-4216
長崎県以西底曳網漁業協会	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 山田水産(株)内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
長崎県旋網漁業協同組合	〒851-2211	長崎市京泊 3 丁目 3-1	近藤 直美	095-850-4196	095-850-4197
船員災害防止協会九州支部長崎地区支部	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 長崎県以西底曳網漁業協会内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
長崎地区船員労働安全衛生協議会	〒850-0921	長崎市松が枝町 7-29 長崎運輸支局内	山田 浩一郎	095-822-4403	095-827-4869
株式会社日本海洋資格センター長崎事務所	〒850-0055	長崎市中町 1-25 MJM 中町ビル	中野 隆	095-832-8850	095-832-8110
長崎水先区水先人会	〒850-0843	長崎市常盤町 1-60 長崎港常磐ターミナルビル	西浦 恒栄	095-823-6465	095-823-3071

輸送・監査担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
(一社)長崎県バス協会	〒850-0032	長崎市興善町 4-6	嶋崎 真英	095-822-9018	095-826-6411
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	四元 永生	095-838-2664	095-839-8400
長崎県個人タクシー協会	〒850-0834	長崎市上小島 4-4-20	嶋田 志可夫	095-827-5390	095-828-8741
(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131	長崎市松原町 2651-3	馬場 邦彦	095-838-2281	095-839-8508
(一社)長崎県レンタカー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	吉本 明浩	095-837-8610	095-837-8614

登録担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
(一財)九州陸運協会長崎支部	〒851-0103	長崎市中里町 1576-5	井浦 晋	095-839-6534	095-839-3751
(一財)日本自動車査定協会長崎県支所	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	藤岡 良規	095-839-6878	095-839-6787
(一社)長崎県自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	嶋崎 真英	095-838-2244	095-839-3980
(一社)佐世保自動車協会	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	川添 忠彦	0956-32-2101	0956-32-2103
長崎県自動車販売店協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	円田 浩司	095-839-2611	095-839-2892
長崎県軽自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1590-3	豊田 章夫	095-838-3244	095-839-3668
長崎県二輪車普及安全協会	〒851-0103	長崎市中里町 1590-3	福島 俊史	095-838-3244	095-839-3668
長崎県中古自動車販売協会	〒856-0007	大村市草場町 512-3	東 明彦	0957-55-1133	0957-55-4501

## 整備担当

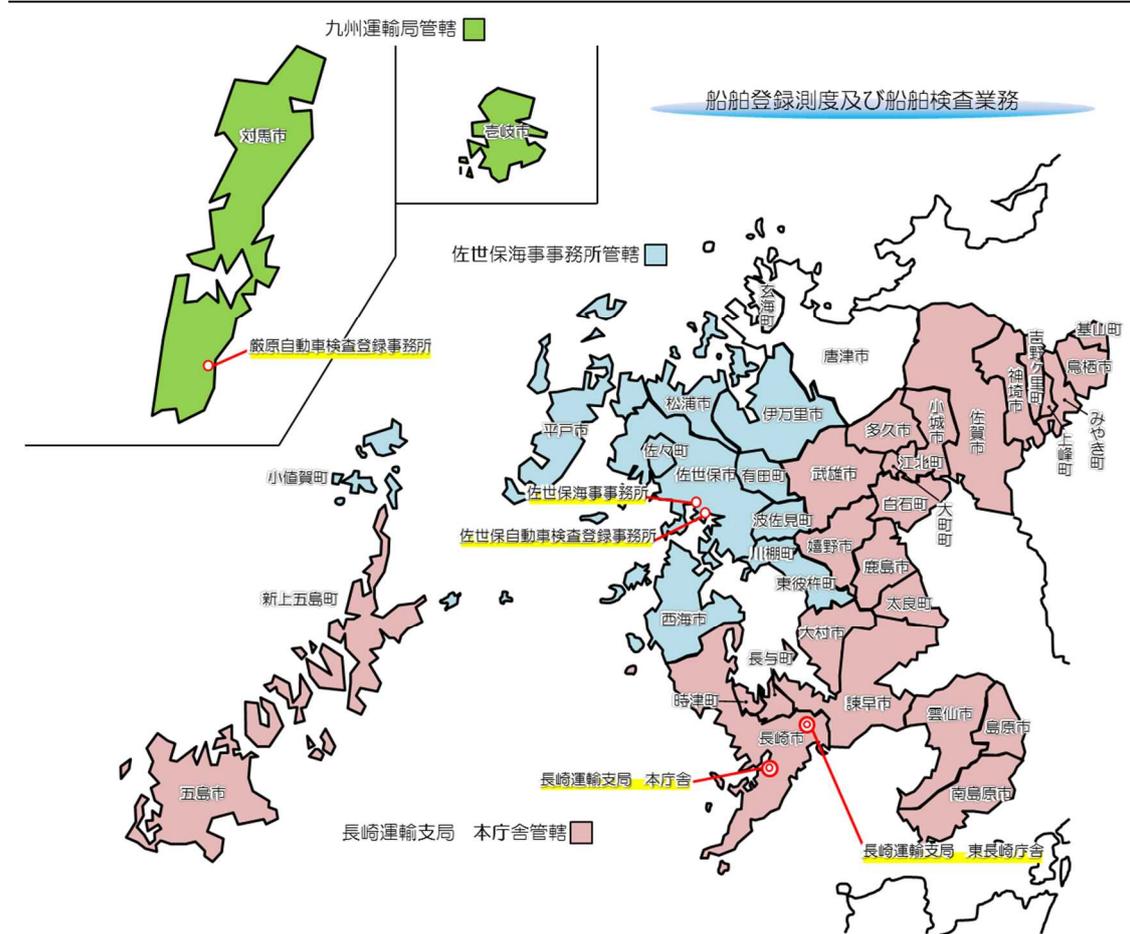
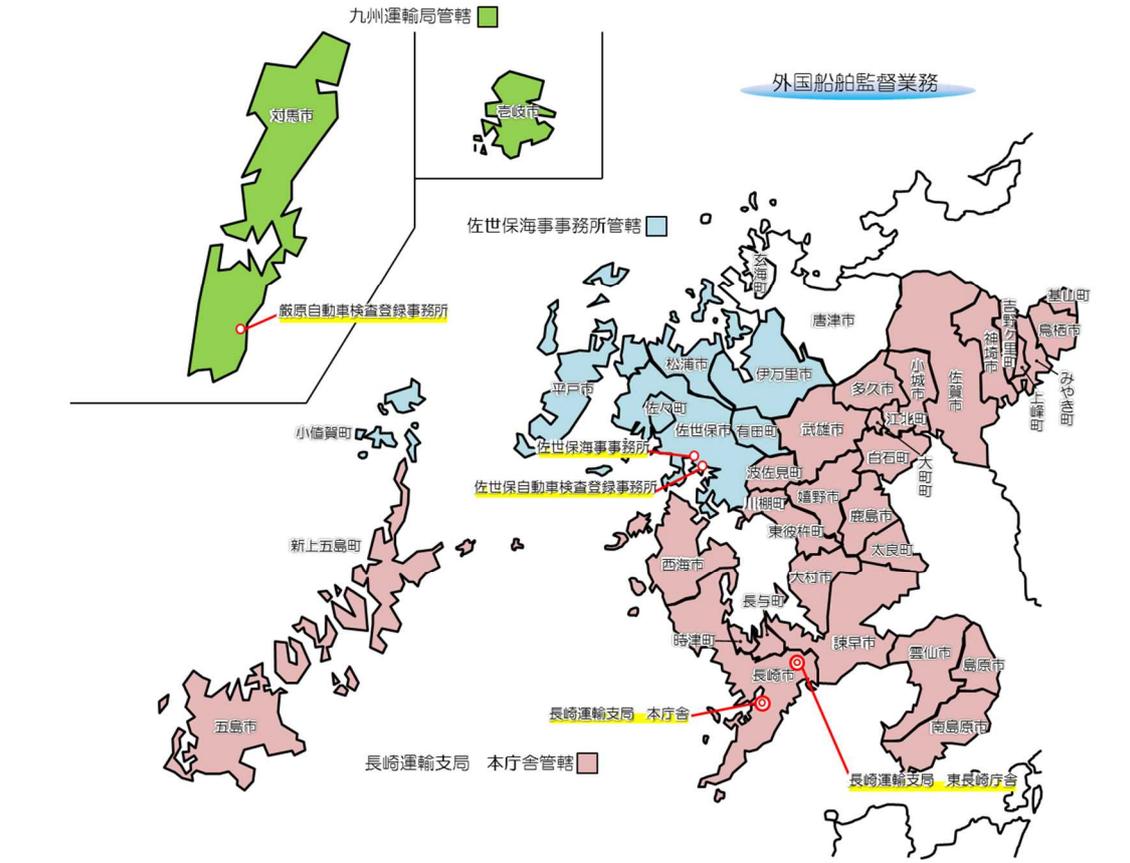
名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
軽自動車検査協会長崎事務所	〒851-0103	長崎市中里町 1600-2	川原 淳	050-3816-1755	095-813-8882
軽自動車検査協会長崎事務所佐世保支所	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	田崎 秀数	050-3816-1756	0956-27-8789
軽自動車検査協会長崎事務所厳原分室	〒817-0032	対馬市厳原町久田 645-8	山田 達也	050-3816-1757	0920-53-4312
独立行政法人自動車事故対策機構長崎支所	〒850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル 11 階	古賀 哲治	095-821-8853	095-821-8854
(一社)長崎県自動車整備振興会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-2	川上 清記	095-839-1177	095-839-6692
長崎県自動車車体整備協同組合	〒851-2125	西彼杵郡長与町三根郷 52-154	濱崎 勝行	095-885-7011	095-885-7022
長崎県自動車電装品整備商工組合	〒857-1165	佐世保市大和町 342-1	古川 健	0956-31-3123	0956-32-7900
(一社)日本自動車連盟長崎支部	〒850-0043	長崎市八千代町 2-13	藤岡 良規	095-811-2220	095-829-1333

## 佐世保海事事務所

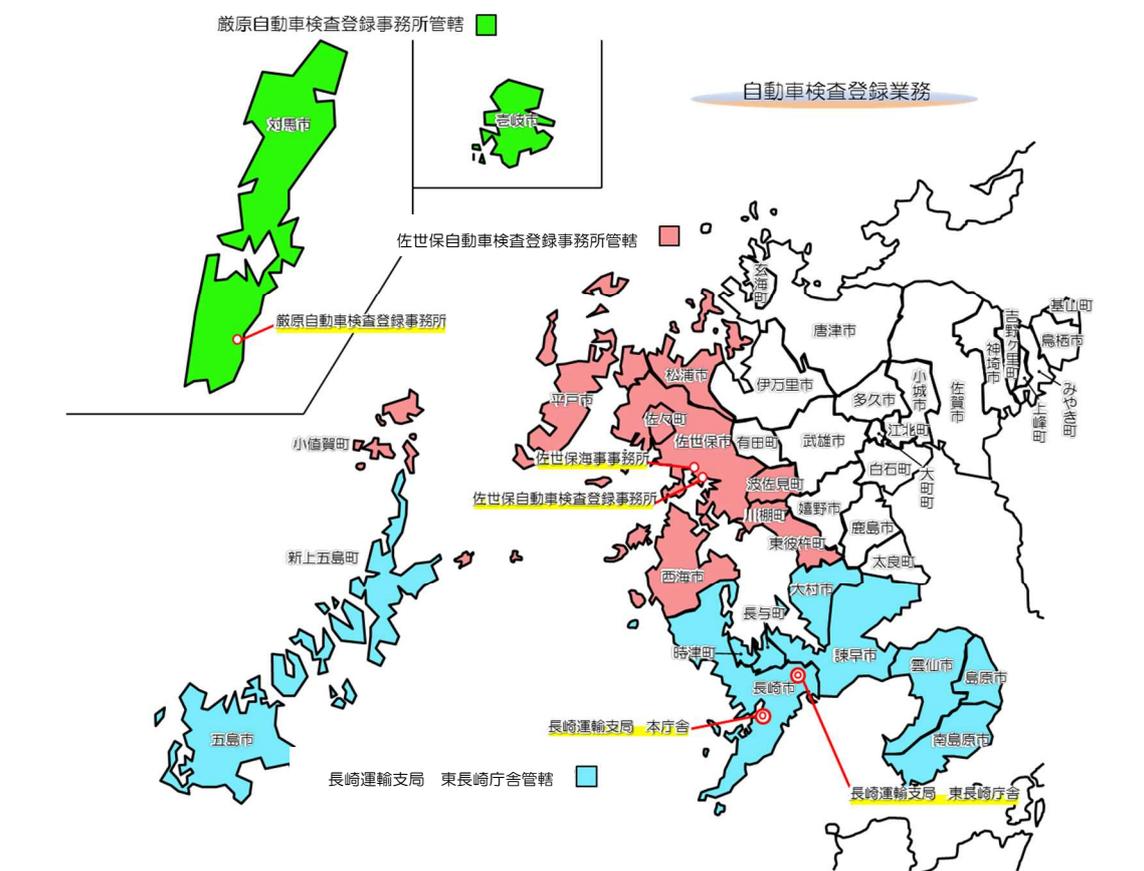
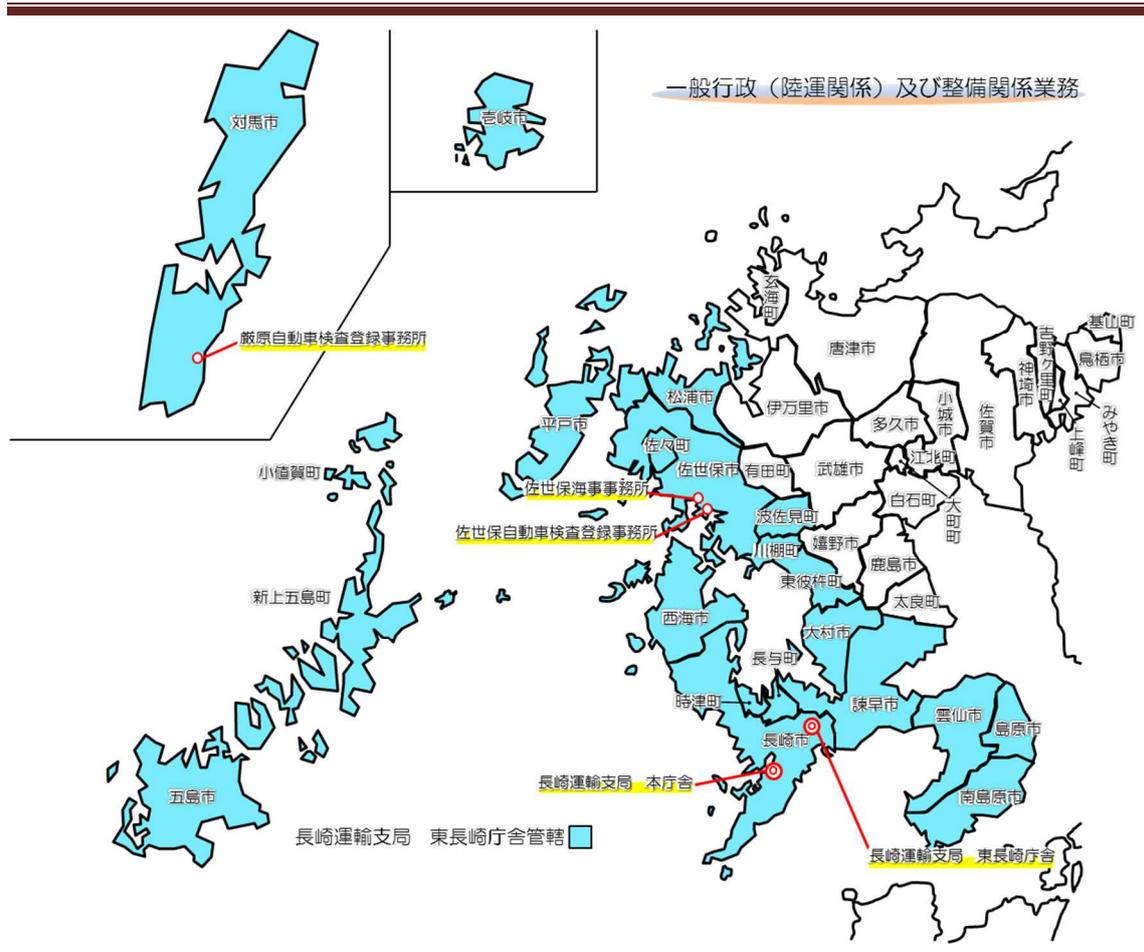
名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
佐世保港地方港湾審議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	朝長 則男	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保市海の日協賛会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	朝長 則男	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保地区海運組合	〒857-0855	佐世保市新港町 8-23	大坪 武士	0956-23-6218	0956-23-6219
佐世保旅客船協会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保港運協会	〒857-0852	佐世保市干尽町 5-27	辻 宏成	0956-59-6260	0956-59-6261
佐世保地区造船工業協同組合	〒857-0852	佐世保市干尽町 6-3	田頭 慎一	0956-31-5126	0956-31-5196
九州船用工業会佐世保支部	〒859-3454	佐世保市針尾北町 813-1 大阪鋼管(株) 気付	水上 哲郎	0956-58-5611	0956-58-5638
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部 長崎支部	〒857-8501	佐世保市立神町 1	石田 忠男	0956-25-9114	0956-25-9210
船員災害防止協会九州支部 佐世保地区支部	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保船員労働安全衛生協議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保水先区水先人会	〒857-0876	佐世保市塩浜町 6-2	峯 寛	0956-22-9059	0956-25-1508
(一社)日本造船協力事業者団体連合会九州支部	〒857-2494	西海市大島町 1605-1 (株)大島造船所構内	山外 正人	0959-34-3200	0959-34-5727



XII. 支局概要 (1-管内業務管轄図)



XII. 支局概要 (1-管内業務管轄図)



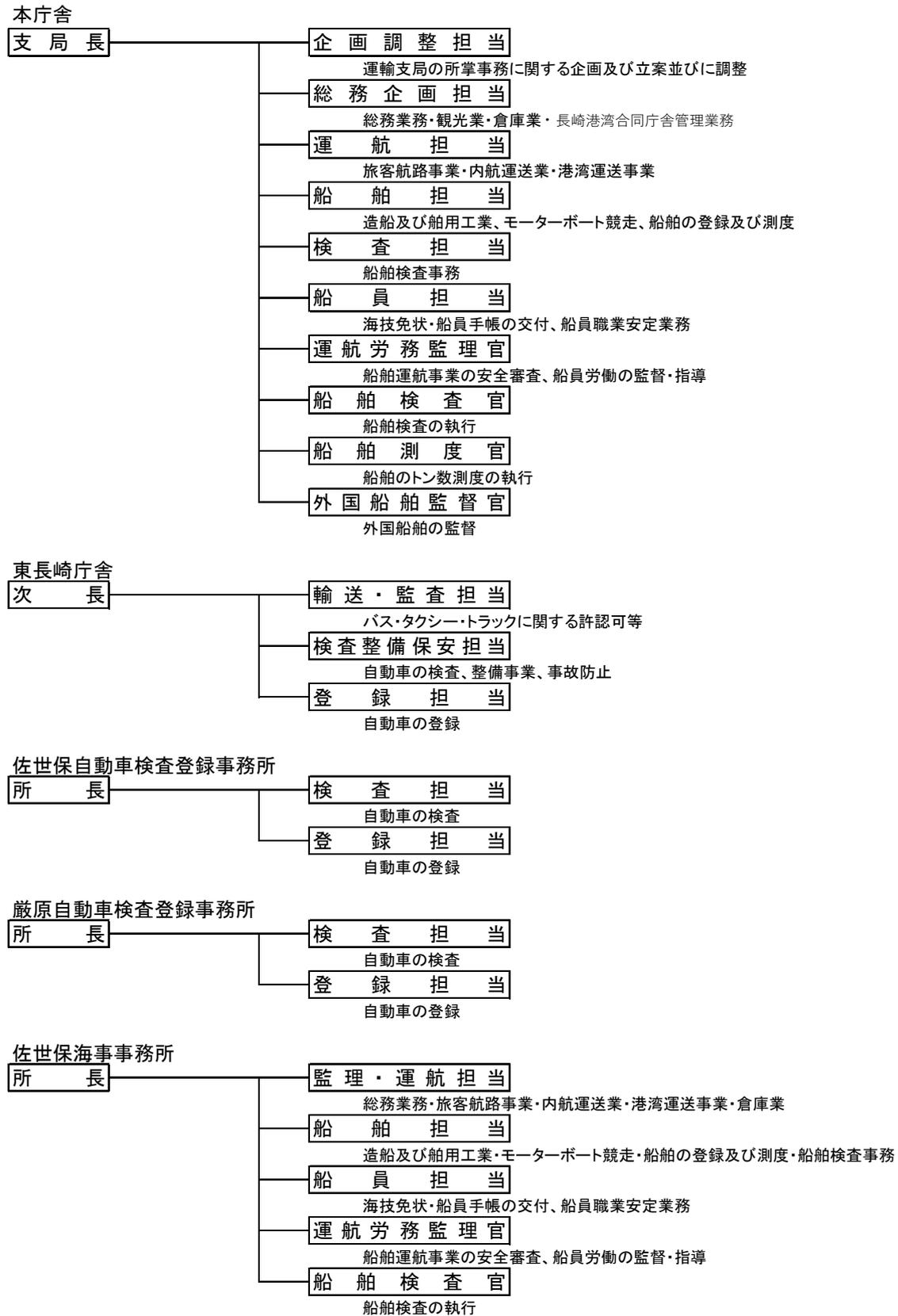
## 沿革（○印は東長崎庁舎関係）

明治	20	年	4	月	長崎市出島に通信省長崎司検所が設置され、海員の技術試験及び船舶検査業務を所掌。
明治	24	年	7	月	船舶司検所官制施行に伴い、長崎船舶司検所(通信省所管)と改称され、海員及び水先人試験、審問、船舶検査、測度、造船監査業務を所掌。
明治	32	年	6	月	海事局官制施行に伴い、長崎船舶司検所が廃庁となり、長崎海事局が新たに設置され、船舶法及び船員法関係業務が所掌に加わる。
明治	33	年			長崎海事局の庁舎を新地に移転。
明治	43	年	4	月	地方通信監理局官制施行に伴い、長崎海事局は廃庁となり、九州通信監理局海事部(在長崎)を新たに設置。
大正	2	年	6	月	官制改正に伴い、九州通信局海事部と改称。
大正	8	年	5	月	官制改正に伴い、熊本通信局海事部と改称。
昭和	2	年	10	月	熊本通信局海事部を長崎から門司へ移転、熊本通信局海事部長崎出張所と改称。
昭和	16	年	12	月	海務局官制制定に伴い、門司海務局が設置され、海事部業務を所掌することとなり、門司海務局長崎支局を設置。
昭和	18	年	11	月	官制改正に伴い、運輸通信省が新設され、税関業務を合併して門司海運局長崎支局と改称。 長崎駅・佐世保・崎戸・勝本の各出張所を設置。
昭和	19	年	6	月	長崎支局に口之津出張所を設置。
昭和	20	年	5	月	長崎支局佐世保出張所は門司海運局佐世保支局となり、崎戸出張所を佐世保支局に移管。
昭和	20	年	6	月	官制改正に伴い、運輸省九州海運局長崎支局及び佐世保支局と改称。
昭和	21	年	6	月	官制改正に伴い、関税業務を大蔵省へ移管。 長崎支局長崎駅出張所を廃止。
○ 昭和	22	年	3	月	鉄道局の地方官署として、長崎市に長崎自動車事務所が設置され、臨時物資調整法に基づく配給事務を所掌。
昭和	22	年	4	月	長崎支局口之津出張所を廃止。
○ 昭和	22	年	5	月	新たに自動車運送事業及び軽車両運送事業の管理事務を所掌。
昭和	22	年	9	月	長崎支局勝本出張所を厳原支局に移管。
昭和	22	年	11	月	長崎支局島原・西有家・口之津・小長井・大村・瀬戸・亀岳・岐宿・福江の各出張所を設置。 佐世保支局相浦出張所を設置。
○ 昭和	23	年	1	月	長崎自動車事務所が廃止され、長崎市羽衣町に長崎道路運送監理事務所が設置される。
昭和	23	年	2	月	佐世保支局に平戸・大島・臼浦・志佐・江迎の各分室を配置。
昭和	23	年	12	月	長崎支局に公共船員職業安定所を設置。 佐世保支局川内分室を配置。
昭和	24	年	6	月	長崎支局小長井・瀬戸・亀岳の各出張所を廃止。
○ 昭和	24	年	6	月	

				運輸省設置法の改正に伴い、地方支分部局として福岡陸運局が設置され、鉄道、通運、倉庫、自動車業務を所掌。
○	昭和	24	年 8 月	長崎道路運送監理事務所を福岡陸運局長崎分室に改称。
	昭和	24	年 9 月	佐世保支局江迎・川内の各分室を廃止。
○	昭和	24	年 11 月	政令改正に伴い、陸運局分室が廃止され、新たに、地方自治法附則に伴い、長崎県陸運事務所が設置される。
	昭和	26	年 1 月	佐世保支局平戸分室を廃止。
	昭和	26	年 6 月	長崎支局大村・西有家・岐宿の各出張所を廃止。
	昭和	27	年 8 月	公共船員職業安定所は海運局内部組織となり、船員職業安定所と改称。 佐世保支局崎戸・志佐の各出張所を廃止。
	昭和	28	年 3 月	佐世保支局臼浦出張所を廃止。 佐世保支局崎戸出張所を設置。
	昭和	28	年 4 月	長崎支局稲佐分室を設置。
	昭和	30	年 9 月	長崎支局稲佐分室を廃止。
	昭和	31	年 1 月	長崎支局島原出張所を廃止し、口之津出張所は分室となる。 長崎支局漁港分室を設置。 佐世保支局大島出張所を廃止。 佐世保支局平戸出張所を設置。
	昭和	32	年 7 月	長崎支局に次長を配置。
	昭和	33	年 1 月	長崎支局口之津分室を廃止。
	昭和	37	年 6 月	長崎支局の庁舎を新地から松が枝町(長崎港湾合同庁舎)に移転。港湾合同庁舎の管理官庁となる。
	昭和	39	年 6 月	船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官を配置。
○	昭和	40	年 4 月	長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所敵原出張所を設置。
○	昭和	42	年 3 月	長崎県陸運事務所を羽衣町から平間町に移転。
○	昭和	43	年 10 月	長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所佐世保支所を設置。
	昭和	44	年 4 月	佐世保支局相浦・崎戸の各出張所を廃止。
	昭和	44	年 10 月	長崎支局漁港分室を廃止。
	昭和	45	年 4 月	佐世保支局平戸出張所を廃止。
	昭和	46	年 4 月	長崎支局福江出張所を廃止。 佐世保支局庁舎を干尽町(佐世保港湾合同庁舎)に移転。
	昭和	59	年 7 月	運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州海運局と福岡陸運局が統合し、九州運輸局を設置。 九州海運局長崎支局は九州運輸局長崎海運支局、九州海運局佐世保支局は九州運輸局佐世保海運支局と改称。 長崎支局次長を廃止。
○	昭和	60	年 4 月	道路運送法等の改正に伴い、長崎県陸運事務所は九州運輸局長崎陸運支局、佐世保支所は九州運輸局長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事

					務所、厳原出張所は九州運輸局長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所にそれぞれ改称。			
○	平成	元	年	3	月	長崎陸運支局の庁舎を平間町から中里町に移転。		
		平成		5	年	4	月	長崎海運支局に船舶検査次長を配置。
○	平成	9	年	4	月	組織改正に伴い、長崎陸運支局登録課を廃止、自動車登録官とし、先任自動車登録官を配置。		
		平成		13	年	1	月	中央省庁再編により、運輸省が国土交通省となる。
		平成		13	年	4	月	長崎海運支局に外国船舶監督官を配置。
		平成		14	年	7	月	国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、長崎海運支局と長崎陸運支局が統合し九州運輸局長崎運輸支局(本庁舎・東長崎庁舎)と改称。
								佐世保海運支局は長崎運輸支局佐世保海事事務所へ、長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事務所は長崎運輸支局佐世保自動車検査登録事務所へ、長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所は長崎運輸支局厳原自動車検査登録事務所へそれぞれ改称。
								長崎海運支局船員職業安定所を船員課に統合し、長崎運輸支局に総務企画課及び企画調整官を配置。
								自動車検査独立行政法人が設置され、東長崎庁舎内に自動車検査独立行政法人九州検査部長崎事務所が組織され自動車検査業務等を所掌することとなった。また、佐世保自動車検査登録事務所内に自動車検査独立行政法人九州検査部佐世保事務所が、厳原自動車検査登録事務所内に自動車検査独立行政法人九州検査部厳原事務所がそれぞれ組織された。
		平成		17	年	4	月	海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、船員労務官を改組し運航労務監理官を配置。
		平成		18	年	7	月	組織改正により、課制を改めスタッフ制となる。
		平成		28	年	4	月	道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部改正により、自動車検査独立行政法人九州検査部長崎事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部長崎事務所となる。あわせて、自動車検査独立行政法人九州検査部佐世保事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部佐世保事務所へ、自動車検査独立行政法人九州検査部厳原事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部厳原事務所へとなる。

組織図

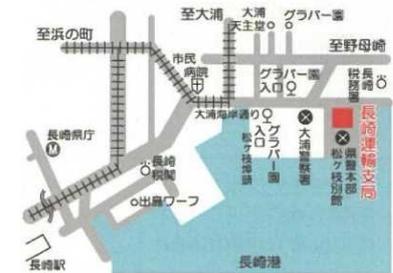


支局・事務所所在地

○ 九州運輸局長崎運輸支局(本庁舎)

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29  
(長崎港湾合同庁舎4階)

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| TEL 095 (822) 0010 | 企画調整担当  |
|                    | 総務企画担当  |
| (822) 2800         | 運航担当    |
| (822) 4400         | 船舶担当    |
|                    | 船舶測度官   |
| (822) 0073         | 検査担当    |
|                    | 船舶検査官   |
| (822) 4403         | 船員担当    |
|                    | 運航労務監理官 |
| (822) 0260         | 外国船舶監督官 |



○ 九州運輸局長崎運輸支局(東長崎庁舎)

〒851-0103 長崎市中里町1368

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| TEL 095 (839) 4747 | 輸送・監査担当     |
| (839) 4749         | 検査整備保安担当    |
| 050 (5540) 2083    | 登録関係コールセンター |

検査インターネット予約

<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>



○ 九州運輸局長崎運輸支局  
佐世保自動車検査登録事務所

〒857-1171 佐世保市沖新町5-5

TEL 0956 (31) 8048  
050 (5540) 2084 登録関係コールセンター

検査インターネット予約

<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>



○ 九州運輸局長崎運輸支局  
厳原自動車検査登録事務所

〒817-0032 対馬市厳原町久田645-8

TEL 0920 (52) 0829  
050 (5540) 2085 登録関係コールセンター

検査インターネット予約

<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>



○ 九州運輸局長崎運輸支局  
佐世保海事事務所

〒857-0852 佐世保市干尽町4-1  
(佐世保港湾合同庁舎3階)

TEL 0956 (31) 6165

